

六、芋小屋

(一) 村の発祥

文化三年（一八〇六）会津藩地志方役所へ提出した『大谷組地志書上帳』の芋小屋村の項に、

「家数拾壹軒村居東西三拾三間南北壹丁式拾間離々ニ家居仕候」と記され、それより七十四年前の享保十七年（一七三二）の資料によれば十七戸であった。この芋小屋の集落がどのようにして形成されたどのような歴史を刻んだのであろうか。

村の発祥は村の周辺の住居跡との関係を無視することはできないだろう。村の北方滝原との境を字岩沢と呼ぶが、三十年前開田工事の時、土器・石棒と思われるものの破片・消し炭等生活遺品が発見されており、先住民の住居跡と考えられる。

昭和四十九年十二月県道滝原地内の道路開削中地下二メートルから壺と石数個が出土した。工事中だったので原形を留めることが出来なかったが、これは炉跡であったろうと推定される。また居村の西方今は水田となっているが、開田事業の時いくつかの柱跡があったという。これは竪穴住居跡と考えられるだろう。いずれも清流に沿った地域であり、山続きであることは狩猟を業とした先史時代人の生活居住地として好適であったと思われる。

こうしてみると、その範囲は滝原から居村の西方にまで広範な地域に亘っており、従って住居跡は右の外にも今後発見される可能性

があると思われる。縄文中期から後期であろうから、少くも四千年前この地域に先住民が居住していたことを意味するものである。これらの住居と現在の村落との直接的なつながりは考えられないが、人類が生活するに適地であったことが、村の発祥につながるものであろう。

縄文時代から今の先祖が土着するまでの時代については知ることができない。これについては第二章歴史編で詳述してあるから参照されたい。

今、村には星と杉原の姓があり、星家の祖は南会津郡只見町の熊倉村からの移住である。

元禄三年（一六九〇）芋小屋村屋長兵衛が記した「今野高野村切立候帯刀代々之事」という巻物（星栄喜氏蔵）が現存する。

これには、

「一、芋小屋切立屋敷の事

一、光法様御たくせん之事

一、御うがい水之事

一、今野高野と名付候事

一、赤城明神様御禁之事」

等十五ヶ条について記してあるが、その第一段に、

「伊南ノ内熊倉ヨリ参候、月ニ星帯刀」伊南は伊北の誤か）

とあることよって知ることができる、来住の年代は元龜（一五七〇）・天正（一五七三）とも、あるいは永禄（一五五八〜六九）年

代とも言われている。源平争乱の末源氏の世となり建久三年（一一九二）頼朝によって鎌倉に幕府が開かれるが、源氏は僅か三代にして滅亡する。その頃千葉彦次郎種勝という武将あり小田原の合戦に討死、その流れを汲む原田讃岐守種重もまた鎌倉にて討死し、その娘が星源五正吉の妻となり、それより星と改姓これが星の祖であり月二星を改め九曜を家紋としたと伝えている。

杉原家の祖については、重なる大火によって古文書等焼失し、来往年代を証する資料となるものはない。しかし、『会津正統記』に、「後柏原天皇永正十年癸酉会津大沼郡金山谷芋小屋邑に赤城明神の祠建」

とあり、永正十年は一五一三年であるから神社創建以前既に先住していたことが明らかである。

西山地内各地に原始時代人の生活を認めることが出来るが、それ以降についてはなんらの資料もない。この地区の最も古い記録としては、神の湯・下の湯の発見が養老元年（七一七）（『正統記』）とされていることである。各集落がいつどのように形成されたのか不明であるが、一説によれば滝谷川筋が早く開けた（琵琶首の項参照）と言われるから祖先の足跡をこの時代と推定できるかも知れない。会津高田町永井野の杉原家は芋小屋から分かれたとされている。

（二）村名の起り

村名の起源であるが「芋小屋」の名は特異な感がする。砂子原村・大谷村などは自然の変化により起ったものとして享和年間の地志

書上帳にこの由来が記されているが当村の場合、山川の変化によるとは考えられない。前掲の巻物には、

「今野高野村と名付候事ハママ光法大師様高野山御見立日本国中御順見之時高野山ニ御立被成」

と博士山を高野山に見立てたことを記している。こうした七谷七峯の高野山見立物語は南会の館岩村や会津高田町にもある。しかし、「弘法大師は会津には来なかった」（『古代会津の歴史』）とされている。

ともあれ「今野高野村」と名付けたのである。『新編会津風土記』に、

「此村の名主市之亟と云者、上杉蒲生加藤氏の時證文三十八通を蔵む、今其一二を下に出す」

として慶長三年（一五九八）の文書の中に、「大沼郡八重山の内いものこや村」

と記されている。しかしこれより早く文禄三年（一五九四）の村高目録には「芋之小屋」の名が見える。「今野高野」がいつの時代にか「いものこや」と呼ぶことになったものであろう。芋の貯蔵の適地らしい条件があったのか、柳津町野老沢のように山芋との関係があったのか「芋小屋」の文字を用いた由来は解明するに至らなかった。

（三）慶長から宝暦の村のようす

慶長年間から宝暦にかけ天変・行政・災害等について星長兵が記

した『奥州会津守護定』という冊子の中から特に当村に関する部分
を抜き書きするので村の様子を理解することができる。

『奥州会津守護定』による芋小屋の変遷

年号	西暦	事項
寛永四年	一六二七	九月十三日大水出る
寛文八年	一六六八	大日照り
寛文十年	一六七〇	暮より春まで一切雪降らず
延享十三年	一六七三	八月二十九日芋小屋村畑新田御竿入り御役人平出次郎兵衛・熊谷十兵衛
延宝七年	一六七九	九月三日御改残り畑新田御役人小川清太夫、富岡市兵衛、右両度ニ取合八反八畝拾六歩高に直し九石式斗九升五合
元禄十二年	一六九九	八月十五日大風吹き家漆木など大分に吹返し二月二十日の夜芋小屋長五郎別家より出家、家数六軒、かまど九ツ焼出、二軒焼残り、弥次衛門・長右門
宝永二年	一七〇五	七月二十一日大水出る
宝永四年	一七〇七	春、地藏堂を式間四面に建てた。中津川村大衛喜右衛門
宝永六年	一七〇九	是は年数久しく捨て置いたので立替えた
正徳六年	一七一六	四月伊勢宮石室に作り立てた。春大分に雪降り重なり家など損した。
享保三年	一七一八	暮より春まで雪ふらず
享保四年	一七一九	七月石冑上川原孫之丞新田井堰普請、当村青中村・大成沢村・漆峠村・琵琶首村、日数三日、人数百六拾三人にて堰百八十間作る
享保五年	一七二〇	四月二十二日の昼、芋小屋村茂左衛門家一軒焼く
享保六年	一七二一	大成沢に新しい蔵を建てた
享保七年	一七二二	四月二日昼芋小屋村長右門火元にて四軒焼失
享保八年	一七二三	子の年より上川原五左衛門新田高に直り志石七斗九升九合御竿改 十月より五万石騒動、丑の正月より(享保六年)江戸に登り寅(同七年)の七月二日に相濟事 八月十五日大風吹く 八月八日大水出る、川通の田畑損し、同十日

年号	西暦	事項
享保九年	一七二四	に五十里のうみぬけ家数損す
享保十年	一七二五	九月六日雨風吹き諸作損す
元文十三年	一七二八	四月鎮守の石段を敷く
元文十四年	一七二九	六月十二日大雨大水出川通損す
元文十五年	一七三〇	八月十三日大水出る 七ヶ年定免
元文十六年	一七三一	六月十日、八月十六日大水出る
元文十七年	一七三二	六月二十七日大水出る
元文十八年	一七三三	六月二十二日大水出る。大成沢仁右門雪隠流れる
元文十九年	一七三四	九月十四日只今の通り五年の間定免
元文二十年	一七三五	六月伊勢宮、石にてきだはし敷く
元文二十一年	一七三六	六月三十日郡奉行丸山庄左衛門巡見
元文二十二年	一七三七	三ヶ年定免
元文二十三年	一七三八	二月鎮守の長床(拜殿)九尺、二間半に建つ
元文二十四年	一七三九	二月十三日赤砂まじりの雪降る
元文二十五年	一七四〇	十二月二十四日若松御城下に押しかけ訴願
元文二十六年	一七四一	六月二十九日大雨降り増水し村々にて山ぬけ
元文二十七年	一七四二	田畑損す
元文二十八年	一七四三	大日照り
元文二十九年	一七四四	
元文三十年	一七四五	
元文三十一年	一七四六	
元文三十二年	一七四七	
元文三十三年	一七四八	
元文三十四年	一七四九	
元文三十五年	一七五〇	
元文三十六年	一七五一	
元文三十七年	一七五二	
元文三十八年	一七五三	
元文三十九年	一七五四	
元文四十年	一七五五	
元文四十一年	一七五六	
元文四十二年	一七五七	
元文四十三年	一七五八	
元文四十四年	一七五九	
元文四十五年	一七六〇	
元文四十六年	一七六一	
元文四十七年	一七六二	
元文四十八年	一七六三	
元文四十九年	一七六四	
元文五十年	一七六五	
元文五十一年	一七六六	
元文五十二年	一七六七	
元文五十三年	一七六八	
元文五十四年	一七六九	
元文五十五年	一七七〇	
元文五十六年	一七七一	
元文五十七年	一七七二	
元文五十八年	一七七三	
元文五十九年	一七七四	
元文六十年	一七七五	
元文六十一年	一七七六	
元文六十二年	一七七七	
元文六十三年	一七七八	
元文六十四年	一七七九	
元文六十五年	一七八〇	
元文六十六年	一七八一	
元文六十七年	一七八二	
元文六十八年	一七八三	
元文六十九年	一七八四	
元文七十年	一七八五	
元文七十一年	一七八六	
元文七十二年	一七八七	
元文七十三年	一七八八	
元文七十四年	一七八九	
元文七十五年	一七九〇	
元文七十六年	一七九一	
元文七十七年	一七九二	
元文七十八年	一七九三	
元文七十九年	一七九四	
元文八十年	一七九五	
元文八十一年	一七九六	
元文八十二年	一七九七	
元文八十三年	一七九八	
元文八十四年	一七九九	
元文八十五年	一八〇〇	

大まかな記録ではあるが風水害による欠損・役人の巡見・年貢の
定免・鎮守の伊勢宮の改修工事等の村の動きを知ることができる。
また長床の語を用いたところに注目すべきである。

(四) 寛文の検地と村高

田畑が生活の基盤であったことはいうまでもない。寛文十三年(一
六七三)畑新田の御竿入があった。竿入とは縄打・大縄割ともいい
検地のことである。一村の村高と領国の石高を明らかにして年貢賦
課の基礎とするもので近世封建制の基本的政策である。これを全国
に及ぼしたのは一般に太閤検地・文禄検地・天正の石直しなどとい
われている。方六尺三寸を一步、三百歩を一反として一筆毎に測量

して面積を出し石高を定めるのである。芋小屋のこれは新田の検地で、平次郎兵衛・熊谷十兵衛が検地役人であった。

芋小屋の村高の推移一覧表

年号	西曆	石高		本田高		新田高	
		石	斗升合	石	斗升合	石	斗升合
文禄3年	1597	28.4	5.6	-	-	-	-
享保5年	1720	44.0	9.4	33.0	0.0	11.0	9.4
享保17年	1732	44.0	9.4	33.0	0.0	11.0	9.4
寛政9年	1790	44.3	0.7	33.0	0.0	11.3	0.7
慶応3年	1867	44.3	0.7	33.0	0.0	11.3	0.7
明治8年	1875	44.3	0.7	-	-	-	-

ほうの木の上、三石、家前の新田検地で面積四段六畝十七歩であった。検地をうけたのは、市兵衛・五左衛門・弥八郎・清三郎・十衛門・佐三郎・五衛門・佐蔵の八名であった。村高の推移をみると上表の通りで文禄三年から享保五年までの一二六年間におよそ十五石余の増をみているがそれ以降は明治初期までほとんど増加していない。

(五) 近世の村のようす

次に享保十七年の資料によって村勢をみてみよう。

『享保十七年 大谷組村方目録』

芋小屋村 名主 宇左衛門
組頭 宇左衛門
江戸へ 六拾壹里拾壹町拾七間

若松へ 海老山通七里十七丁
五十六間

漆峠へ 廿一町拾貳間

大成沢へ 九町十七間

胄中へ 貳拾丁四拾貳間

高三拾三石 本田金方

此反別 七町六反九畝廿六歩

免四ツ五分五厘

内貳反 田方

此分米 貳石壹斗

七町四反九畝廿六歩畠方

此分米 三拾石九斗

此訳 下田 貳反歩 此分米

上畑 貳反九畝九歩 貳石壹斗

中畑 壹町五反歩

此分米 壹石三斗五升壹合

下畑 五町五反貳畝廿六歩

此分米 八石四斗

此分米 拾九石四斗九升

屋敷 貳反三畝廿三歩

一、竈 拾七 耆人名主 耆人組 頭 十五人百姓 四拾四人女

一、人数 八拾六人 四拾貳人男
一、御役漆木 三百五拾本 同 漆 三盃五合
一、御役蠟 拾五貫五拾匁 内 七貫三百五拾匁 御年貢蠟
一、鎮守 赤城明神 杜人砂子原 貳貫八百文 小買蠟
一、地藏堂貳間四方 無別当
一、糶 八俵 定和
一、獵師鉄砲 壹挺 長三尺四寸 六分 五左衛門

- 此分米 粍石六斗五升九合
 高拾粍石九斗四合 新田金方
 此反別 下田粍町五畝廿歩
 免三ツ五分
 合四拾四石九升四合
- 一、金 五兩三分 永百五拾六文六分 御年貢
- 一、金 粍両 永百拾九文粍分 御口永
- 一、永 百九拾九文八分小物成 此銀 十二匁七分九厘 此訳
- 銀 七匁六厘 糠藁役
 銀 五匁七分三厘 わた役
- 一、永 百拾文式分御蔵米入用
- 一、米 八升八合 御六尺給
- 一、同 式升六合 御伝馬米
- 一、金粍分 永百廿五分 定和社倉
- 一、家 拾七軒
- 玉目 三匁三分
- 一、川 粍筋 中ノ河 幅七間
- 一、橋 粍ヶ所
- 一、雑木立林 粍ヶ所
- 一、用水池 粍ヶ所 産業
- 一、雪中ハ女大布少々は、夏こかい少々仕、其外無御座候

芋小屋の戸数・人口等の推移一覽表

年号	西 曆	戸数	竈	人口			備 考
				計	男	女	
享保5年	1720	14	-	-	-	-	年貢割付
享保17年	1732	17	17	86	42	44	村方目録
天明2年	1782	15	-	63	-	-	
天明6年	1786	15	-	24	-	-	
寛政9年	1797	9	15	54	26	28	宗門改帳
文化3年	1806	11	-	-	-	-	書上帳
慶応3年	1867	15	15	90	52	38	宗門改帳
明治9年	1876	15	15	85	50	35	
昭和50年	1975	16	16	68	35	33	

急減している。

これによって、当時の各戸の持高や家族構成がわかる。戸数人口が急減したのは天明三〜四年（卯年一七八三〜八四）の史上空前といわれる大飢饉によるもので餓死者十八人、関東方面への他出者二十一人で天明六年には在住者僅か二十四人であった。

その窮状は、名主仮役門兵衛と百姓代市郎治が天明四年十一月に代官に宛てた訴願状（杉原重一氏蔵）によって知ることができる。

宗門改帳やその他の資料によって戸数や人口の推移をみてみよう。
 享保五年には戸数十四戸、享保十七戸には戸数・竈数共に十七でこれは名主一人組頭一人百姓十五名人口八十六人であったそれより六十五年後の寛政九年には竈数十五、戸数九戸、人口五十四人に

芋小屋の村勢一覧表（寛政9年宗門改帳による）

百姓名	持高	家	家 族			備 考
			計	男	女	
市之亟	2石9斗6升1合	8間×3	9人	3人	6人	
市郎次	2. 8. 6. 4	7 × 3	6	2	4	
太郎兵衛	1. 8. 6. 4	7 × 3	4	3	1	
門兵衛	1. 9. 8. 4	7 × 3	5	2	3	
千代ノ助	2. 1. 8. 5	7 × 3	2	1	1	
丹治郎	1. 4. 3. 7		1	1		他出高太郎兵衛預り
新吉	1. 6. 2. 0		4	3	1	
松治郎	2. 1. 1. 3		1	1		
長兵衛	2. 6. 5. 1	7 × 3	4	1	3	
友吉	3. 2. 4. 2		2	1	1	
清太郎	1. 9. 7. 0	7 × 3	4	1	3	
宇平次	1. 5. 6. 8					無跡高市之亟預り
十右門	1. 5. 7. 0	明家				無跡高門兵衛預り
弥治右門	1. 3. 2. 6					無跡高市郎次預り
亀太郎	3. 8. 8. 6	7 × 3	5	3	2	
鶴吉	3. 1. 7. 5	7 × 3	4	1	3	相家
五郎助	3. 3. 1. 9		2	1	1	外年凶作高清太郎預り
五助	1. 8. 0. 1	3 × 3	1	1		外年凶作高鶴吉預り
弥太郎	2. 7. 6. 4		1	1		外年凶作高亀太郎預り
計	44. 3. 0. 7	9	54	26	28	

飢餓に苦しむ者続出し、その上疾病が発生し田畑の仕付けえかなわず多数病死し、無跡者や無跡同様の者が出たことを訴えている。

これを約八十年後の慶応三年と比較してみると、石高は同じであるが家数は十五と増しほぼ現在（十六戸）の形になったことが判る。

この十五戸は、五郎左衛門・五左右門・若藏・仙次郎・儀三郎・市郎次・多右門・弥右門・仁右門・重右門・鉄藏・熊重・惣藏・清藏で名主は儀三郎であった（『宗門改帳』）。

経営規模の零細化を防ぐため、分家しないことを村の掟として守られてきた。

(六) 五万石騒動

前掲の年表の中で享保五年の項に、

「十月より五万石騒動、丑の正月より江戸に登り寅の七月二日に相濟事」

とあることについて若干触れておきたい。南山御蔵入地方が幕府直轄支配が行われた年数は、通算して四十三年程度で大半は会津藩預り領として支配された。天領・藩預を繰返したが第一回目の幕府直支配時の享保五年に百姓一揆が勃発した。いわゆる南山御蔵入騒動（五万石騒動とも言う）といわれるものである。享保年間には自然災が続き民力はいちじるしく減退し代官山田八郎兵衛の暴政に対し農民一揆を起したのである。享保五年（一七二〇）十一月二十七日、伊南・伊北・金山谷・下郷各組の百姓五、六百人が田島代官屋敷に押しかけた事件である。

この一揆に係わった西山地内の者の名を挙げると次の通りである

- 芋小屋村 名主五左衛門 砂子原村 組頭権左衛門
- 黒沢村 名主長左衛門 冑中村 弥治左衛門
- 五疊敷村 太郎左衛門 同 金右門
- 同 名主利兵衛 同村湯守 善次郎
- 漆峠村 勘左衛門 芋小屋村 伝左衛門
- 冑中村 孫兵衛 田代村 与治右衛門
- 同 太治左衛門 遅越渡村 清左衛門
- 牧沢村 仲右衛門

享保六年（一七二一）二月奥州会津郡御料所惣百姓代三十三名が連名で代官山田八郎兵衛に十三ヶ条の訴状を提出しているが、その中に牧沢村仲右衛門と共に芋小屋村五左衛門の名がみえる（『大沼郡誌』）。村人の救済に活動した義民であった。この一揆は享保七年に終局を迎えたのである。

(七) 御役漆

御役漆木について触れておこう。大谷組七、一四九本七分の中芋小屋村の御役漆木は三五〇本であった（漆峠の項の表参照）。

正徳五年（一七一五）星孫之亟が記した文書（星栄喜氏蔵）によると次の通りで、享保十七年の『村方目録』に記されている数量と一致する。

正徳五年未四月

- 一、三百五拾本 御役漆木数
- 此御役蠟七貫三百五拾目 但巻本二付式拾巻匁ツツ
- 一、四貫九百目 大買蠟 但巻本二付拾匁ツツ
- 一、貳貫八百目 小買蠟 但巻本二付八匁ツツ

この漆木の各人の持数と役蠟の負担は次表のようであった。

漆木持数と役蠟負担表

百姓名	本数			役蠟			
	本	分	厘	貫	百	匁	分
孫之丞	56.	2.	6	2.	4.	9.	1. 8
□五郎	37.	5.	0.	1.	6.	12.	5. 0
武右門 長次郎	25.	9.	3	1.	1.	14.	9. 9
十衛門	27.	4.	4	1.	1.	79.	9. 2
角兵衛	27.	4.	4	1.	1.	79.	9. 2
助左衛門 市兵衛	78.	6.	6	3.	3.	82.	3. 8
清右門	30.	2.	4. 7	1.	3.	0.	6. 2
長右門	33.	2.	6. 7	1.	4.	30.	4. 8
孫孫捨 次右郎門六	33.	2.	6. 7	1.	4.	30.	4. 8

年貢として蠟の取立てはきびしく、田島代官所には御蔵入総取締の漆役人が置かれ、また寛政年間には東尾岐字遅沢にも御蔵入の漆役人が置かれていた。役漆の割高が強かったので一本でも所有権は大切だった。天明三年の凶作以来、百姓が多数出て、その者たちの

漆木を他の者が支配することもあった。隣村の者が芋小屋門兵衛の漆木一本を掴取る不法行為があり、門兵衛が代官所漆役人黒川柳助に訴願した文書（杉原重一氏蔵）が現存する。いかに漆木を大切にし所有権を主張したかが推察できる。また反面年貢取立ての厳しさを意味するものである。

(八) 滝原の開田

滝原に六ヘクタールの一団地の水田がある。これが開田されたのは昭和十年のことである。山村である限り生活基盤を田畑山林に求めたのは当然であろう。芋小屋・冑中両村は田地に乏しく自給量に達せず、他から購入する状態であった。両村民は早くからこれを憂いその解決策を協議した。滝谷川の流水を芋小屋字清水水平より疏水し芋小屋・冑中村の間である滝原地内の開田を計画したのである。昭和元年十二月堰組合を設置、同五年四月起工幾多の艱難を経て昭和十年四月に竣工した。

この工事は途中の岩石一二〇メートルを貫通し堰を築くという難工事であり工費三、〇〇〇円を要した。土地所有者は耕地整理組合を設立し、整理計画を申請し、県は農林技手野呂氏を派遣し設計に当らせた。工費一〇、五八一円を要して五・八ヘクタールを水田にしたのである。

以来水利の便よく黄金の穂波ゆれ、米の生産の増加により充足するに至ったのである。先人の労が偲ばれる。これを記念する開田の碑が昭和昭和十一年に建立された。

(九) 壇の松

大成沢への途中に「壇の松」という所がある。壇の松は、信者が念願成就を祈願したお符を結びつける「御符木」であった。道路拡張や開田のために崩され現存しない。開田の時には一メートル四方から発掘された多数の二寸位の小石の一つ一つに南無阿弥陀仏の文字が書きこまれていた。昔山伏が七日七晩誦経し、経文を書いて埋めた一石一字経である。また六部が生き埋めになったとも伝えている。これについて前掲の『今野高野村切立候帯刀代々之事』の巻物の中に、

「一、坊主ハ喜世人ニ成リ其後七尺ニ穴ヲ掘リ其中ヘ入り上ヲ壇につかせしと申す此ノ壇はかみの沓里壇の並にかみの壇上
 入行人壇と申伝候」一、其上ノ田ノ中ノ壇ハ高野ひじり拾式
 人ニて千部ノ経をよみ日本国中ヲ廻リよみあけ候所ニて塚を
 つき則ち石を買ひ其石ニ字を書き経塚つき候よし石ニ字有リ」
 とあり、元禄三年（一六九〇）に記したものであるから、それ以前からの伝承であるといえる。

(一〇) 信仰

次に信仰について述べてみよう。
 赤城神社や地藏堂については第八章宗教の項に詳述したので参照してほしい。各戸仏教徒である。珍しい文書があるので所収しておく。

往來一札

一、 芋小屋村

五郎左衛門 年六拾三

但シ老人

右者拙寺檀中之者ニ紛無御座候今度

二十四輩順拜ニ罷出候所何ノ貯

無之唯世間之以御慈悲罷通り候間

御関所御通シ可被下候若シ日暮ニ行掛り候ハ、一宿御留可被下候

萬一病死仕候ハ、其御国ノ御作法ニ而御取扱奉願上候依而 往來

一札如件

安政二乙卯 十二月 日

陸奥国会津大沼郡

砂子原村 西念寺 印

御関所

御役人衆中

船川問屋衆中

五郎左衛門が只一人で二十四輩（親鸞・蓮如上人の旧續）巡拝に
 出発する時に、通行手形として発行した寺証文である。安政二年（一
 八五五）のことである。世間の慈悲によって旅をするので関所を通
 してもらいたいこと、夕刻には一宿泊めてもらいたいこと、旅の途
 中万一病死した時はその国の作法に従って取扱ってもらいたいと述

べている。当時は行路病人として土葬されても差支えないとされて
 いた。交通機関とてなく徒歩で旅を続けた姿が思い浮かべられる。
 順拜記（現在の集印帳の如きもの）によれば十二月十日頃出発し翌
 年三月初めに無事帰宅している。新潟・富山・福井・滋賀にまたが
 り身命を堵しての大旅行であったろう。その根底はいかに信心が篤
 かったかということ、そしてまた寺院の発行する証明によって関所
 を通行できたということは当時の寺院の政治的地位の高いことを物
 語るものであろう。

観音信仰や古峯講については他の集落と同様である。

(二) 用水堰

村中を貫流する堰は、簡易水道が施設されてからは飲料に用いら
 れなくなったが、今もなお灌漑・防火用水として重要な役割を果た
 している。この用水堰の開削について少し触れておきたい。

揚水口は大成沢向いの地でも中ノ川の本流から揚水したものである。
 この地の岩盤は固く岩切り（開削）は困難とされていた。先覚者五
 左衛門は樋による引水を計画し、十兵衛（重兵衛）と共に村人と協
 議したが一笑される有様であった。両人は試みにホソキを縄に吊し
 三間あるいは二間の樋を架け、ようやく引水の見通しが立った。万
 治元年（一六五八）正月十一日のことである。工費は如何程要しよ
 うとも、この大業が完成さえするならば両人が負担することとした
 のである。同年二月二十七日、博士山から長さ二十三間幅八寸、長
 さ二十六間幅一尺の樋材料を採り、大成沢村・漆峠村の人足により

搬出した。柳津村の大工吉蔵を頼み、その工法は上水口迄は立木九本を岩へ打込み、立木に樋をもたせかすがいで止め、山側へ長さ六間の樋を架け下から柱を立てた。軟盤は吉蔵が開削したのである。工費は、

「つるはし 三百式十文

たがね 三本 式百三文

大工つち 四百文

はさみ 巻丁 八文

釘・かすがい 式百九文

合巻貫三百廿文 日用心 巻分 雑費巻分」

であった。

この樋も年月と共に腐蝕し、補修されたが、その年代は不明である。板材の樋は腐蝕するので岩盤を開削することを御公儀に願ひ出て只見村の大工平石門・鍛冶屋与右衛門、その外甚左衛門・清八郎・五郎兵衛の五人に長さ二十四間、幅一尺の岩樋を切り開くことを頼み着工した。この工費九両三分は御公儀より下付されたのである。岩盤は固くその年中に完成せず翌年に継続された。右の職人が、一年間で完成予定のところ岩盤固く二年も工事を続けたが大水により損害をうけたと時の代官遠山三太夫・兵左衛門に訴願する程の難工事であった。

この用水堰の完成により畑は改田され前述のように寛文十三年（一六七三）八月に検地が行われこの時の竿高（検地による石高）は

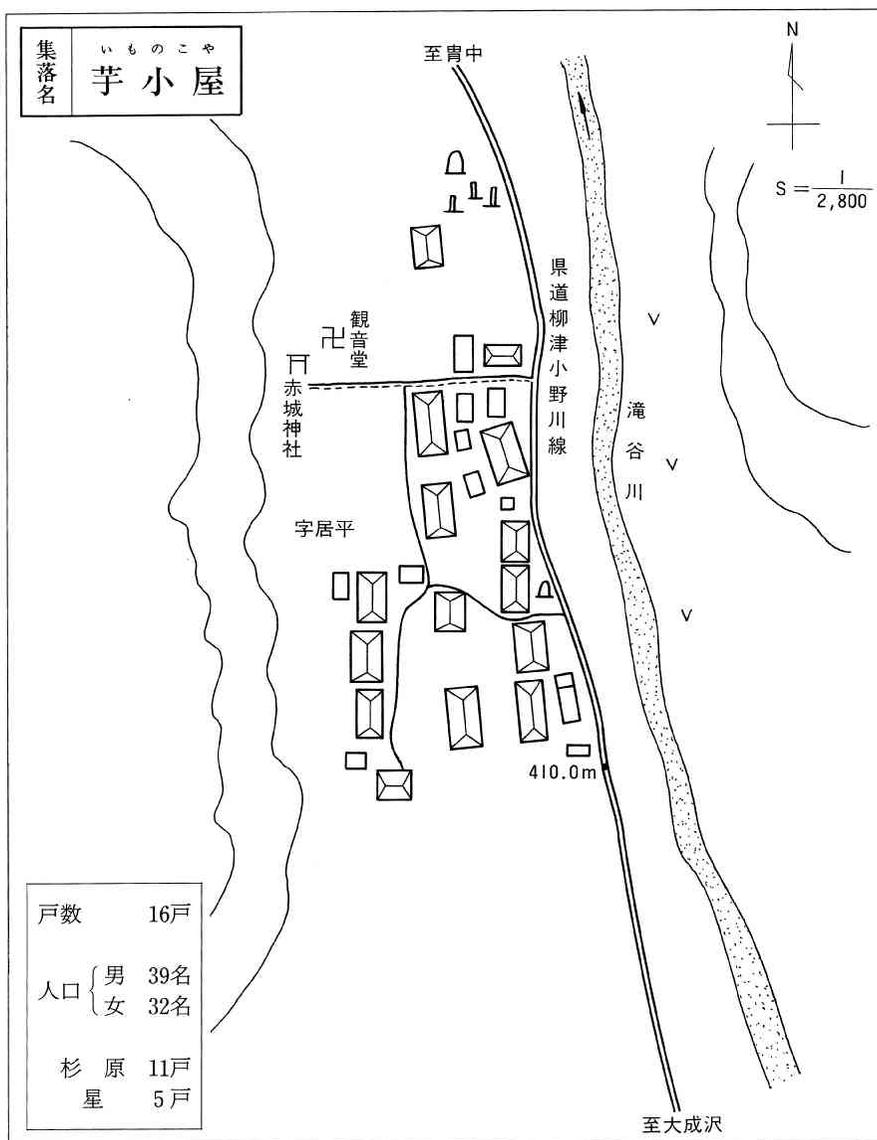
九石二斗九升五合であった。こうして灌漑や防火、そして日常の用水として村の生活の動脈となったのである。この用水堰を発案した先人の業績を今にとどめている。後のため顕彰も考える必要もあるのではなからうか。

（三）現状と展望

当村は滝谷川の河岸段丘の狭隘な土地に形成された集落である。歴史の跡を振り返ると、生活様式や精神文化の面でも変遷があった。一戸平均田地約三十五アール、畑地十二アール、山林原野一ヘクタール、共有林野は全体の五十パーセントが急峻な山地であり利用面積は自然林が約三十ヘクタール、人工林約三ヘクタール、造林可能地三十ヘクタールが生活の基盤であった。が、経済機構の变革と共に道路改良工事等による農外収入も得ている。

現在人口六十八名、西山地区に共通する過疎化の現象はここにもみられ、後継者が通勤、あるいは技術職を求める傾向が目立っている。必ずしも恵まれない土地条件のもとで、自給食糧を生産する程度の小規模農業に移行し余剰農地は委託耕作に切り換え、兼業農家しつつあると考えられる。山林資源は人工林の八十パーセントが幼令林であるが、従来の管理とは異にし、これを優良材に撫育することが考えられよう。先年行われた養鱒事業は中止されているが、適切な水管理のもとに一村挙げての事業として再開は望めないだろうか。

村を経営するのは人である。今村人は、先人が築いてきた郷土を愛し、将来を見つめながら一致協力して村づくりに励んでいる。



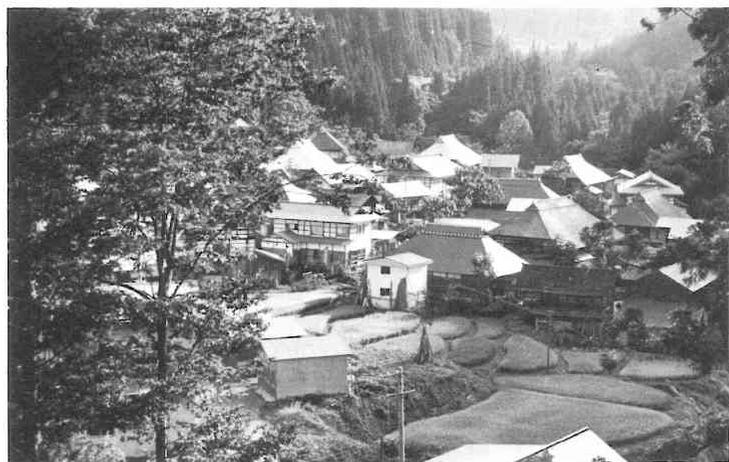
七、大成沢

(一) 石器時代の大成沢と大社跡

大成沢は豊峰博士山麓、滝谷川の溪谷沿いに形成された山村集落である。

文化三年（一八〇六）に大成沢村名主治兵衛が記した『地志書上帳』に、

「一、家数十八
軒村居東西
巷丁拾三間
南北巷丁三
拾八間離々
二家居仕東
八山、西八
中ノ川、南八
畑、北八田
ニ御座候」
と書かれている。
一七〇年前十八戸
が離れ離れに家を
構えていた散村の
形態が知られる。



大成沢村遠景

この大成沢集落が、いつどのようにして形成されたのであろうか。大成沢を知るにはたとえそれが血縁的關係がないにしても、やはり縄文時代にさかのぼらなければならぬ。

博士登山道を約一・五キロメートル登った所に約十アールの平坦地がある。字名栗平といい、通称堀田平という。昭和三十九年開田作業の時、炉跡・柱跡と思われるものや石器石器が発見された。赤土の中に黒く円形をなしたものの数ヶ所、これは堅穴住居の柱跡でありその中心と思われる所に扁平な数個の石が密着し焼石と消し炭が出土したが、炉跡と考えて間違いないだろう。そしてその周辺から長さ約十センチの石槍（現存）や波紋のある厚手の土器破片や石斧が出土している。約二メートルの深い地層から出土したのは、弘治元年（一五五五）の地震による山崩れによって流土が堆積したからである。村民は山が崩れたので「抜け沢」と称している。開田の時など埋れ木が見された。この地震で湯の嶽が山崩れを起し、湯八木沢の住家を埋没するという惨害があった。先住民の住居跡と推定して間違いない。とすれば約四千年前この地に人跡を留めたことであり村の曙あけぼのというべきであろう。芋小屋の岩沢や胃中上野の住居跡と同様に考えてよいと思われる。狩猟生活であったから山続きであり、博士山からの沢水など生活条件を充たす適地であったろう。このように約四千年前の縄文時代人の生活を知ることが出来るが、次の弥生時代になると生活した形跡を全く認めることが出来ない。これは縄文時代は自然物採集の移住生活であったが、弥生時代は農

耕定住生活となり低湿地帯では可能であるが、台地上では不可能であったと考えられるからである。やがて人工による灌漑が始められ山間部に水田開発が行われるようになったものと思われる。

縄文時代末期から鎌倉時代に至る千数百年間についてはなんの資料もなくその歴史を知ることが出来ない。『会津正統記』によると、当地方は伊佐須美明神の社領であり次いで磐梯恵日寺の寺領であったといわれる。鎌倉時代以前については伝説によって知るはかない。伊佐須美明神の伝説は八世紀以前の社領時代のものである。神輿渡行にまつわる伝説は西山に数多く語られている。即ち砂子原・黒沢・胄中・五疊敷・牧沢の村名の起り、神の湯・血の池・双子山切伏峠・善波平・千石五郎の物語等である。

享和三年（一八〇三）砂子原の『書上帳』に、

「湯之嶽山往古山頂ニ伊佐須美明神立セ給フト申伝候、山之八合

目ニ池有長五尺横四尺是ヲ御手洗沼ト申伝候」

と記してある。伊佐須美明神は金山町御神楽嶽に祀られてあったが湯の嶽山頂に遷られ千石五郎との戦いの後博士山頂に立たせられたのである。文化三年大成沢の『地志書上帳』に、

「一、博士山 此山之頂上に伊佐須美明神之社跡有之候但式間四方」

と記されている。今現に博士山頂（一四八二メートル）に石積みの大社跡があり明らかに人工によるものである。更に社窪には御手洗に用いた石舟と切石があるといわれている。

しばらく山頂に在らせられた明神はやがて明神嶽にお遷りになり欽明天皇十三年（『大沼郡誌』）に高田に遷座された。即ち御神楽嶽水昌ヶ峯に祀られてあったが、御坂山と博士山・明神嶽に分祠祀され御本体は高田の高天原に鎮座され、これが伊佐須美神社である。祭神は伊弉諾尊・伊弉冊尊で国家鎮護のために奉祀されたのである。

（二）集落形成と村名の起り

大成沢は現在字前田が居村の中心であるが、いつの時代に現在の集落を形成したのであろうか。伝えるところによるとかつては上村・杉山・谷滝・中平・上中平・下の原・博士山の七ヶ所に住居していたが、山崩れと水害によって住居流失し現在地に移ったといわれる。

字上村（わぶら）は大成沢から博士登山道を約七〇〇メートル登った地点である。ここには七ノ八戸あったと伝えられる。九尺に十二尺の樗造りの神社には第六天神が祀られ後に住吉神社に合祀された。神社跡には石祠が祀られ石段・石畳があり灯籠の残欠が見られ近くには御手洗の水がある。第六天の鈴があったが神社に奉納された。杉藤家は上村から移住したといわれ屋敷跡は開田されている。字杉山には何戸あったか不明だが現在石祠がありその傍らにある目通り五・三メートルの櫛の大木は神木であろう。

石段二十級余を数える。石宮の下方に二段の平坦地がありこれが屋敷跡と思われる。鈴木春夫氏の先祖はここから移住したといわれる。

谷滝には「お宮の栃の木」と呼ばれる大木（天然記念物に指定された湯八木沢宮の原の栃の木と兄弟と伝えられている）があったが昭和初期に倒れ今はない。この木の周辺に屋敷跡がある。

上中平には通称長者屋敷跡といわれるものがあり人工の釣瓶の跡がある。

中平・下の原には屋敷跡の確証となるものがない。字博士にも屋敷跡があり博士屋敷と呼んでいる。

屋敷跡は河岸段丘になっており五ノ八戸あったと伝えられている。石祠と十基の墓石があり後述の蛇桂の伝説にあるが木地師の住居跡といわれている。これは後代のものであろう。昭和三十九年慶応大學生二百名が博士登山の折この地にキャンプしたので慶応平の名が生まれた。この屋敷跡から一・五キロメートル登った所を金堂寺跡といえ、本尊は一寸八分の金仏で後に昭和村小野川大乘寺に安置したといわれるが信憑性はない。このように大成沢は七ヶ所に住居していた。そしてそこには生活に必要な沢水があった。七ヶ所の沢から集って一村を形成したので大成沢になったというのが村名起源の一説である。

また、大成沢地内には川床の流失沈下によって生じた有名無名の幾条の滝がある。大成沢芋小屋の中間にある滝谷川に懸る滝は水量多く雄大で豪音を響かせている。支流杉山川の都務知倉滝は水源を博士山に発し上下二段からなり、一階に全貌を見渡すことができないほどの大きさである。

鳴動する沢「鳴沢」にふさわしく大成沢の名が生じたという。

『滝谷山ノ内家系図』の中に、

「俊清ヨリ成沢峠屋敷越渡五ヶ村二十貫文ノ地ヲ分地セリ」

と「成沢」の名がみえる。永禄元年（一五五八）頃の記録である。

「大成沢」の名は更に古く『会津正統記』によれば大成沢に阿弥陀堂が建立されたのは仁平二年（一一五二）とその名がある。この阿弥陀堂が文亀三年（一五〇三）に地藏堂と改められた。鎮守住吉神社が奉祀されたのが同じく文亀三年で、第六天神が奉斎されたのは永正六年（一五〇九）である。琵琶首の第六天神社（現在の多賀神社）と漆峠の山の神が祀られたのも同年である。

西山地区に珍らしい真言宗の檀家がある。大成沢から漆峠、海老山越えの道路がかつての主要道路であったことから推察すると、鎌倉幕府の支配体制が確立する以前は、高田方面との接触によって拓けたのではないかと思われる。荘園制の頃大沼郡には門田荘・赤館荘・金山荘があったが、赤館荘の荘園の一部として拓かれたため会津高田町長岡の長福寺と結ばれたと考えられないだろうか。

この太師信仰者が中心となり太師堂（建立年不明）を造立したと思われる。堂の跡地に弘法清水があり、芋小屋にも「博士山を高野山に見立る物語」があるが、「弘法太師は会津には来なかつた」〔古代会津の歴史〕とされている。（住吉神社・地藏堂・太師堂については第八章宗教の項に詳述したので参照されたい）

鈴木裕氏所蔵の家系図を大成沢に関する部分を書写すると次の通

りである。



この家系図は次に述べる漆峠鈴木留重・同金一郎氏所蔵のものと同じであり同一家系であることがわかる。

弥太郎重朝は戦に敗れ延徳三年（一四九二）に黒川（若松）に來り、更に明応九年（一五〇〇）に横田城主山ノ内俊清の旗下に属した。その五男源七の子の源七が大成沢に住したことが明らかで、その子孫が居住していることは事実であろう。現在大成沢はほとんどが鈴木の子孫であるから同族集落と考えられる。

以上村の発祥から村落形成の歴史の一端をみたのである。

次に幕藩時代の村勢をみることにしよう。

(三) 幕藩時代の村のようす

享保十七年『大谷組御手鑑』によって村勢をみることにする。村高、田畑の反別、年貢、戸数、人口、神社、仏堂等について書かれておりいわば村勢要覧である。

『享保十七年 大谷組村方目録』

大成沢村	名主 彦太郎	組頭 与右衛門
江戸へ	六拾壹里貳丁	一、金 三分 永五拾五文八部
若松へ	海老山通	御口永
漆峠へ	十貳町五間	一、金 貳分 永百拾文七分 小物成
芋小屋へ	九丁十七間	此銀 三拾九匁六分六厘
琵琶首へ	三十四丁七間	此銀 此銀
高九拾三石四升七合	本田金方	銀 拾壹匁 布役
此反別 貳拾町貳反五畝歩		銀 拾五匁八分五厘 糠藁役
免四ツ式分三厘		一、永式百四拾九文 御蔵米入用
内		一、米 壹斗九升八合 御六尺給
老町六反老畝三歩	田方	一、米 六升 御伝馬米
此分米 拾七石九斗		一、金 壹両 永百廿五文
拾八町六反三畝廿七歩	畑方	一、家 三拾壹軒 馬八疋 牛壹疋
此分米		一、竈 三拾七
七拾五石壹斗四升七合		

此訖	上田 壹反七畝貳步 此分米 貳石三斗八升九合	老人 名主 老人 組頭 三拾老人 百姓 四人 水吞	高六石五斗三升八合 新田金方 此反別 下田六反貳畝八步 免三ツ貳分	一、獵師鉄砲 壹挺 長式尺九寸九分 玉目 市右衛門
中田 壹反八畝十五步 此分米 貳石三斗三升壹合	下田 壹町貳反五畝拾六步 此分米 拾三石壹斗八升	一、人数 百七拾四人 百五拾人男 六拾九人女 一、御役漆木 貳百三拾八本 一、同 漆 貳盃三合八夕	一、田 壹反五畝貳拾七步 見取	一、威鉄砲 壹挺 長式尺九寸九分 玉目 彦太郎
上畑 七反三畝廿一步 此分米 五石壹斗六升	中畑 貳町六反三畝步 此分米 四畝十九步 勿砂入	一、同 蠟 拾壹貫貳百三拾四文 内 四貫九百九拾八匁 御年貢	一、金 拾貳兩三分 永百四拾貳文五分 亥御年貢	
此分米 貳斗五升九合	此分米 拾四石壹斗六升貳合	三貫三百三拾三匁 大買蠟	家数三十一戸、竈数(世帯数)三十七で、一人名主、一人組頭、 三十一人百姓、四人水吞、人口一七四人であった。この戸数人口の 推移をみると文化三年(一八〇六)には十八戸、弘化二年には木地 屋五戸を含めて二十七戸、人口一五四人と激減している。これは天 明三年続いて天保年間の凶作飢饉によって前記四人の水吞百姓が欠 落し、また七戸の無跡者が出たためである。	
下畑 拾四町七反九畝十六步 内 壹反四畝九步 勿山崩 此分米 五斗三合	此分米 五拾壹石七斗八升三合	一、鎮守 住吉明神 社人 砂子原 日向守 身六尺	大成沢には近世文書が比較的よく保存されていた。次の表は寛永 二十一年(一六四四)から嘉永二年(一八四九)までの村高等を年 貢割付状(年貢納入告知書)によって一覽に付したものである。	
屋敷 五反七畝廿步 此分米 四石三升六合		一、地蔵堂 貳間四面 無別当 一、稲 八俵 定 個		

大成沢村の本田・新田高、年貢率、災害引、取米等の状況一覧表

年号	本田高	同免 (年貢率)	新田高	同免 (年貢率)	災害引高	取米 合計	納合計	備考
	石合	ツ分	石合		石合	石合		
寛永21年	84.750	2.37	0	—	50.536	8.124		
承応2年	〃	3.50	0	—	928	29.338		
明暦元年	〃	3.80	0	—	0	32.205		
〃 2年	〃	4.00	0	—	0	33.090		
〃 3年	〃	4.00	0	—	0	33.090		
万治元年	〃	3.70	0	—	20.000	23.958		
〃 2年	〃	3.40	0	—	0	28.815		
寛文5年	〃	3.20	0	—	4.800	25.584		定免
〃 11年	〃	3.50	0	—	0	29.663		
〃 12年	〃	3.50	0	—	0	29.663		
延宝元年	〃	3.40	0.889	1.00	8.820	25.905		
〃 2年	〃	3.00	〃	0	7.682	23.120		
〃 3年	〃	3.10	〃	1.00	0	26.362		
〃 4年	〃	3.10	〃	1.00	0	26.362		
〃 5年	〃	3.20	〃	1.10	0	27.218		
〃 6年	〃	3.40	〃	1.60	0	28.957		
〃 7年	〃	3.40	〃	1.60	6.834	26.728		
〃 8年	〃	3.40	0	0	35.590	16.714		
天和元年	〃	3.20	0	0	23.772	19.513		
〃 2年	〃	3.20	0	0	0	27.120		
〃 3年	〃	3.20	0	0	0	27.120		
貞享元年	〃	3.00	0	0	4.883	23.960		
〃 2年	〃	3.10	0	0	0	26.273		
〃 3年	〃	3.00	0	0	0	25.425		
〃 4年	〃	3.00	0	0	3.388	24.409		
元禄元年	〃	3.10	0	0	0	26.273		今年より幕府直轄支配
〃 2年	〃	3.10	0	0	0	27.120	9両2分永 60文	
〃 3年	〃	3.20	0	0	0	27.120	8両5分永310文	
〃 4年	〃	3.20	0	0	9.769	24.582	7両5分永353文	畑田成増 0.278
〃 5年	〃	3.20	0	0	16.895	22.093	6両5分永463文	
〃 6年	〃	3.20	0	0	4.225	26.156	8両4分永185文	
〃 7年	〃	3.20	0	0	11.090	23.849	8両1分永197文	
〃 8年	〃	3.20	0	0	16.840	22.009	6両3分永127文	
〃 9年	〃	3.20	0	0	9.205	24.769	8両3分永 6文	畑田成増 0.595
〃 10年	〃	3.20	0	0	7.862	25.202	8両3分永156文	
〃 11年	〃	3.20	0	0	9.472	24.683	8両2分永227文	
〃 12年	〃	3.20	0	0	29.112	18.399	6両2分永 51文	
〃 13年	89.027	3.20	0.420	1.80	42.377	15.003	5両1分永116文	畑田成増 4.277
〃 15年	〃	3.20	〃	1.80	32.512	18.161	6両1分永209文	
〃 16年	〃	3.20	〃	不明	17.839	22.897	不明	
宝永2年	〃	3.30	〃	2.10	9.439	26.352		今年より会津藩預り
〃 3年	〃	3.30	〃	2.10	6.996	27.158		
〃 4年	〃	3.30	〃	2.10	11.511	24.678		
〃 5年	〃	3.30	〃	2.10	6.996	27.158		
〃 6年	〃	3.30	〃	2.10	6.996	27.608		畑田成増 0.450
〃 7年	〃	3.30	〃	2.10	6.996	27.608		
正徳元年	不明	不明	不明	不明	不明	不明		
〃 2年	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
〃 3年	89.027	3.30	0.420	2.10	6.996	27.608	永9貫712文	今年より第2回
〃 4年	〃	3.30	〃	2.10	6.996	27.608	永9貫712文	幕府直轄支配
〃 5年	不明	不明	不明	不明	不明	不明	永11貫640文	
享保元年	89.027	3.70	0.420	2.50	6.996	30.957	永11貫002文	畑田成増 0.504
〃 2年	〃	3.95	〃	2.80	6.996	33.058	永11貫788文	畑田成増 0.538
〃 3年	〃	4.11	〃	3.12	6.996	34.406	不明	畑田成増 0.560
〃 4年	〃	3.99	〃	3.02	6.996	33.401	不明(約10貫)	畑田成増 0.544
〃 5年	93.047	4.12	6.538	3.10	9.080	36.621	不明(約11貫)	
〃 7年	〃	4.12	〃	3.10	6.996	37.480		今年より会津藩預り支配
〃 8年	〃	4.12	〃	3.10	10.256	36.274		となる

第3節 滝谷川流域

年号	本田高	同免 (年貢率)	新田高	同免 (年貢率)	災引	害高	取合 米計	納合計	備考
享保9年	石合 93.047	ツ分 4.12	石合 6.538	不明	石合 7.756	石合 (本田) 35.140			
〃 10年	〃	〃 4.12	〃	〃 3.10	〃 1.760	〃 40.176			
〃 11年	〃	〃 4.12	〃	〃 3.10	〃 1.760	〃 40.176			
〃 12年	〃	〃 4.23	〃	〃 3.20	〃 1.760	〃 41.256			定免制となる
〃 13年	〃	〃 4.23	〃	〃 3.20	〃 1.760	〃 41.256			7ヶ年定免
〃 20年	〃	〃 4.33	〃	〃 3.20	〃 0.501	〃 42.291			3ヶ年定免
元文3年	〃	〃 4.33	〃	〃 3.20	〃 5.576	〃 40.169			5ヶ年定免
延享3年	87.471	4.33	6.538	3.20	0	41.279			5ヶ年定免
	5.576	1.60	1.670	2.45					
宝暦元年	〃	4.33	〃	3.20	0	41.508			5ヶ年定免
〃 5年	93.047	2.03	8.208	2.45	0	41.508			5ヶ年定免 今年より 第3回幕府直轄支配
〃 6年	〃	4.33	〃	3.20	0	永13貫 米 0.264	永14貫 151文		5ヶ年定免
〃 8年	〃	田 4.36 畑 4.26	〃	2.45	0	256文	永14貫 151文		5ヶ年定免の内改出増
〃 11年	〃	〃	〃	3.87	0	42.421	永15貫 064文		5ヶ年定免の内改出増
〃 13年	〃	〃	〃	〃	0	42.521	米 0.264 永15貫 097文		10ヶ年定免
明和2年	〃	〃	8.669	〃	0	42.579	米 0.264 永14貫 687文		今年より会津藩預り支配
安永2年	〃	田 4.36 畑 4.44	8.799	3.29 (但古新田分)	0	43.212	米 0.264 永14貫 891文		新田高入 0.461
天明3年	〃	〃	〃	〃	不明	33.014	米 0.196 永11貫 416文		凶作により破免
〃 4年	〃	田 4.36 畑 4.44	〃	〃	田高のうち 19.719	33.450	米 0.265 永11貫 645文		去凶作引戻早損皆無
〃 5年	〃	田 4.36 畑 4.44	〃	〃	0	43.577	米 0.265 永15貫 009文		去凶作引戻
〃 6年	〃	不明	〃	不明	不明	23.113	米 0.265 永8貫 288文		5ヶ年定免 青立劣減
〃 7年	〃	田 2.38 畑 3.07	〃	1.80	0	28.922	米 0.265 永10貫 281文		去凶作引戻
寛政3年	〃	田 2.58 畑 3.23	〃	1.51	0	30.387	米 0.265 永11貫 753文		5ヶ年定免
〃 8年	〃	田 2.98 畑 3.26	〃	1.95	0	31.423	米 0.265 永11貫 085文		3ヶ年定免
〃 11年	〃	田 3.67 畑 3.82	〃	2.67	0	37.438	米 0.265 永13貫 025文		5ヶ年定免
文化元年	〃	田 3.83 畑 3.93	〃	2.81	0	38.641	米 0.265 永13貫 414文		7ヶ年定免
〃 8年	〃	田 3.85 畑 3.93	〃	2.81	0	38.719	米 0.265 永13貫 439文		7ヶ年定免
文政元年	〃	田 3.85 畑 3.93	〃	2.81	0	38.719	米 0.265 永13貫 439文		7ヶ年定免
〃 8年	〃	田 3.85 畑 4.05	〃	2.81	0	39.489	米 0.265 永13貫 685文		7ヶ年定免
天保3年	〃	田 3.87 畑 4.05	〃	2.81	0	39.530	米 0.265 永13貫 695文		7ヶ年定免
〃 4年	〃	田 3.87 畑 4.05	〃	2.81	17.624	26.846	米 0.265 永9貫 553文		青立皆無
〃 6年	〃	田 3.87 畑 4.05	〃	1.81	?	31.478	米 0.265 永11貫 051文		青立皆無
〃 11年	〃	田 4.04 畑 4.05	〃	2.81	0	39.830	米 0.265 永14貫 189文		7ヶ年定免
〃 13年	〃	〃	〃	2.41	0	39.830	米 0.265 永14貫 189文		5ヶ年定免
弘化4年	〃	〃	〃	2.81	0	39.976	米 0.265 永13貫 847文		1ヶ年定免 今年より 会津藩預り
嘉永元年	〃	〃	〃	〃	0	39.976	米 0.265 永13貫 847文		1ヶ年定免
〃 2年	〃	田 4.11 畑 4.05	〃	〃	0	39.976	米 0.265 永13貫 889文		7ヶ年定免

大成沢村年貢割付状から作成

寛永二十一年に村高八十四石七斗五升であったが、安永二年（一七七三）には一〇一石八斗四升六合となった。新田が開拓された年代や本田高新田高年貢率の変遷など表によって理解願いたい。年貢率は本田二割三分七厘であったのが徴税政策により四割四分四厘まで増徴されている。殿倉屋敷があり二間四方の郷倉があった。これは享保三年（一七一八）に大成沢村・琵琶首村・漆峠村・芋小屋村によって建てられたもので四ヶ村の上納米を収納した。後代字前田に移転した。表の備考欄の「凶作により被免」「早損皆無」「青立劣減」「青立皆無」の文字を見て頂きたい。天明・天保年間の史上空前といわれた大凶作飢饉を物語る悲痛な記録である。これによって前述の通り禿百姓が生じたのである。安永二年以降は江戸末期まで村高の変動はなかった。

下表は弘化二年から慶応四年までの宗門改帳によって戸数人口等を一覧にしたものである。

年 代	本 田 新 田 高	家数	人口	性 別		出 生		死 亡		無 跡	木 屋	人口	性 別		備 考
				男	女	男	女	男	女				男	女	
弘化2年	石戸合 101.8.4.6	22	129	73	56	3	2	0	0	7	5	29	16	13	
弘化3年	〃	22	136	77	59	4	2	1	0	7	5	30	16	14	
弘化4年	〃	22	141	81	60	4	0	2	0	7	4	28	14	14	戸引 木田島へ
嘉永元年	〃	22	145	82	63	2	4	1	0	7	4	28	13	15	戸へ 木屋中越
嘉永2年	〃	24	143	82	61	2	1	1	3	7	3	24	13	11	戸へ 木屋中越
嘉永3年	〃	24	142	80	62	2	5	4	4	7	3	23	12	11	
嘉永4年	欠 冊														
嘉永5年	〃	24	150	84	66	3	2	3	1	7	3	20	11	9	
嘉永6年	〃	24	151	84	67	2	1	0	0	7	3	20	11	9	
安政元年	〃	24	147	80	67	3	3	6	3	7	3	21	12	9	
安政2年	〃	24	145	78	67	0	4	2	3	7	3	22	12	10	
安政3年	〃	24	146	76	70	2	4	1	1	7	3	21	11	10	
安政4年	〃	24	141	73	68	2	2	5	4	7	1	5	4	1	
安政5年	〃	24	142	73	69	1	4	1	1	7	1	5	4	1	
安政6年	〃	24	140	73	67	3	1	3	3	7	1	6	4	2	
万延元年	〃	24	136	71	65	1	1	3	3	7	2	7	5	2	
文久元年	〃	23	135	70	65	1	2	2	1	7	2	8	5	3	
文久2年	欠 冊														
文久3年	欠 冊														
元治元年	欠 冊														
慶応元年	〃	23	143	73	70	2	5	3	0	7	2	10	6	4	
慶応2年	〃	23	125	63	62	1	2	12	8	7	1	3	2	1	戸へ 木屋九々引越
慶応3年	〃	23	133	67	66	5	4	0	0	7	1	3	2	1	
慶応4年 (明治元年)	〃	23	135	66	69	2	3	1	1	7	0	0	0	0	

弘化二年から二十三年間の推移であるから戸数の変動はほとんどない。生活基盤が安定したことを意味している。無跡七戸は復帰するに至らなかつた。木屋（木地屋）五戸とありこれが字博士に居住していたものと思われる。比較的新しい墓石があることよつて理解できる。田島・冑中・九々明に転住し明治元年にはその姿を消した。明治八年には村高戸数の変動なく人口は一五四人となっている。元禄十二年（一六九九）九戸を残し全焼、寛政二年（一七九〇）の大火に太師堂焼失、明治二十五年に再度の大火があつた。

享和三年の『書上帳』に、

「雪中之内男は薪を取り女は太布仕候」

とあるが、太布とは絹織物に対する方言で、麻・楮・綿の繊維で織つた布のことである。帯・布団・蚊帳などに用いられた。太布織りは冬期間女性の主要な手工業であつた。

養蚕は大正年間まではほとんど全戸が行い副業として重要な収入源であり昭和二十五年頃までは高田・宮下に運搬された。古来製炭も盛んに行われ、木炭・繭・板材等人馬によつて海老山峠あるいは羽佐間峠を越えて高田方面に出荷し、衣料・食料品・日用品などを購入した。前述のようにこの道路は当時の主要道路で、芋小屋・大成沢・琵琶首村からの人足によつて補修された。県道は小径で迂余曲折多く車が通行するようになったのは昭和十年頃である。堺橋は昭和四十六年永久橋となつた。

(四) 御役漆

乍恐以書附奉願上候

一、大沼郡大成沢村御蠟點釜元

市右門病身ニ罷成勤兼退役奉

願上候跡釜役當村名主七平衛方へ

村中熟談之上被仰付被下置度

奉願上候厚以御愛憐奉願通

被仰付被下置候ハハ重々難有仕合奉

存上候以上

弘化三年 大成沢村

午正月 富七郎

市郎左衛門

長 蔵

三十郎

よ て

茂 八

治 平

弥次郎

金右門

武右門

圓之助

黒川大吾様
黒川大蔵様

藤八

万蔵

與四郎

悦次郎

治右門

又左右門

勝太郎

與惣次

漆の用途は広く、樹液は武器と調度品の塗料、種実からは木蠟が製せられる。江戸時代になり燈火の需要増大し植栽が奨励され会津地方は漆木の適地で寛保二年（一七四二）には一八〇万本に達した。領主は農民に漆木を植栽させ漆木役という年貢を課した。享保十七年の『手鑑』によると大成沢の御役漆木二三八本、御役蠟十一貫二三四匁であった。生蠟精製のため釜元という生産者が置かれ漆年貢の支配をした。蠟は漆役人の嚴重な統制下にあったことは、名主七兵衛（鈴木彦一郎氏の祖先）が記した代官宛の文書の中に「抜蠟（密売）漆の儀重き御禁制に候間」というのによっても知ることが出来る。

前掲の文書は釜元市右門が病身のため七兵衛に釜元を任命されるよう訴願したものである。

(五) 明治以後の概要

明治五年学制発布と共に砂子原に開校されたが同六年久保田分校同八年大成沢、牧沢に二分校が設けられた。現在の校舎は昭和三十六年十一月新築され同三十八年へき地集会所が出来た。

明治十年大成沢村・漆峠村が合併して大成沢村に改められた。田代村・大嶺村が合併したのも同年である。

昭和三十九年学校跡地に工費約五〇〇万円近代公民館が建てられた諸集会にまた保育所が開かれていた。

大成沢は溪谷に沿う山村で、耕地は錯雑し道水路の迂回屈曲甚だしく農機具の活用、生産材や農作物の搬出入が困難な状態にあった。そこで生産性向上を目的として昭和四十五年から二ヶ年に亘って開田事業が行われた。

第一年度下原地区、受益面積一・六四ヘクタール、第二年度中平・谷滝・大谷滝地区、面積八・四六ヘクタール、関係農家戸数延四三戸総工費一、四〇〇万円を要した。

昭和四十八年には下原に公園が造られた。郷土の偉人大成沢出身の鈴木勝博士（日本大学総長）が勲一等瑞宝章を親授されるに当り博勝公園と命名され顕彰碑が建てられた。

村民の仏教信仰は篤く深く仏に帰依している。民間信仰としては殿倉屋敷の近く自然林の中に雷神が祀られ、その下方に山の神が鎮座し、二月十二日と十二月十二日を祭日としている。観音講が結ばれ二月十六日木彫座像の観音像を公民館にお迎えして参詣する。伊

勢宮も祀られている。祖先が奉斎した諸神を崇拜し今に伝えている。

総面積約一八〇ヘクタールの中耕地は二十一ヘクタール、収量も増加して自給し供米される。近代農機具導入によって省力化が進められ、官林の撫育、土木工事、近年はナメコ・シイタケ栽培、春の山菜等によって収入を得ている。山林は三十二ヘクタール特に杉・桐の適地でよく成木し生活の基盤となっている。

博士山麓にあり登山者も数を増し、杉山川には上段二十メートル下段五十メートルの都務知倉滝（奥州白女ヶ滝）の景観は絶讚すべく登山道の整備が待たれる。また林道漆峠線の開通によって西山地区環状線の基点ともなり高田地区との交流も期待される。

(六) 伝説

。蛇桂

大谷滝の上流博士山の麓に根元が焼けた大きな桂の木がある。これを蛇桂と呼んでいる。樹令幾百年、周囲六メートルもある老木で根元はうつろになっていた。昔このうつろの中に大蛇が棲んでいた。この木の近くに若者が老婆と牛と一緒に住み木地挽きを業としていた。若者は大蛇を退治せんものと、うつろの中に燃え草を入れ周りに薪を積んで火を放った。火は焰々と燃え一夜明けると火はおさまったが、大蛇は死ぬどころか梢にまきついてらんらんと目を輝かせ若者をにらみつけていた。あまりの恐ろしさに若者はその地を去り博士屋敷に移ったが、この時老婆と牛の姿を見失ってしまった。この大桂を人呼んで蛇桂という。根元が焼けた蛇桂があり、今は二再木が

成木しているという。

(七) 『宗門改人別家別帳』にみる大成沢

安政四年

宗門改人別家別帳

己ノ三月 陸奥国大沼郡大成澤村

覚

高百壹石八斗四升六合 内九拾三石四升七合 本田

八石七斗九升九合 新田

此訳

本山山城国京都西本願寺直末寺

砂子原

浄土真宗 西念寺檀那

内

高三石六斗四升八合 本田 新田

一、家老軒 長六間・横三間 萱草 市郎兵衛 年六拾四

女房りん 年五拾五

娘 志ち 年三拾五

婢 長五郎 年四拾壹

弟 菊蔵 年貳拾壹

女孫 つね 年拾壹

高四石七斗九升壹合

本田 新田

女孫 よし 年九ツ
女孫 りい 年四ツ
男孫 長藏 年一ツ
合九人 内四人男 五人女 馬壹疋
内壹人 出生まし

外二五斗八升八合

是ハ金五両貸当村福太郎方より質地ニ取置申候

一、家壹軒 長六間・横三間 萱葺 市左衛門 年五拾

女房さの 年四拾二

母 よた 年六拾八

悴 金藏 年三拾壹

娘 たか 年貳拾二

弟 左之吉 年貳拾

男子 常治 年拾二

女孫 きく 年五ツ

合八人 内四人男 四人女 馬壹疋

本田 新田

内三斗九升九合

是ハ金六両ニ而曹中村重左衛門方へ質地ニ差置申候

一、家壹軒 長六間・横三間 萱葺 茂平 年四拾五

娘 むつ 年十

高式石五斗五升壹合六夕

本田 新田

娘 たつ 年六ツ
合三人 内壹人男 貳人女
外二式人女病死減り

一、家壹軒 長六間・横三間 萱葺 與右門 年六拾五

女房せん 年五拾三

悴 延藏 年貳拾三

弟 辰治 年拾四

合四人 内三人男 壹人女

高三石壹斗六升七合

本田 新田

一、家壹軒 長六間・横三間 萱葺 平右門 年四拾七

女房つね 年四拾七

母 とよ 年六拾七

悴 惣太郎 年貳拾貳

弟 惣七 年貳拾

男子 留四郎 年拾貳

合六人 内四人男 貳人女 馬一疋

外二壹人男病死減り

高式石八斗壹升八合

本田 新田

外二壹石七斗八升九合

是ハ無跡半右門高金七両ニ而當村治平方へ質地ニ差置申候

高式石壹斗七升八合

一、家老軒 長六間・横三間 萱葺 茂八 年八拾

女房志げ 年六拾四

娘 ゆわ 年貳拾八

男孫 市太郎 年九ツ

男孫 市治郎 年五ツ

合五人 内三人男 貳人女

高式石五斗五升壹合六夕

本田 新田

一、家一軒 長六間・横三間 萱葺 勝太郎 年三拾

女房ふき 年三拾

母 タケヨ 年四拾五

伯母 きく 年六拾八

弟勝治郎 年貳拾八

合五人 内貳人男 三人女 馬老疋

高式石三斗六升三合

内六斗三升

是ハ胄中村重左衛門方へ金三両貳分錢三百ニ而質地ニ差置申候

一、家老軒 長七間・横三間 萱葺 武平衛 年三拾九

女房つめ 年三拾八

弟 運吉 年貳拾五

倅 源太郎 年拾五

男子 文吉 年拾三

男子 文治郎 年拾壹

高式石八斗八升五合

本田 新田

一、家老軒 長七間・横三間 萱葺 弥八 年三拾六

女房いせ 年三拾五

伯父 三重郎 年八拾三

母 つね 年五拾六

倅 三代治 年十三

弟 三治郎 年十

男子 春吉 年五ツ

女子 えん 年七ツ

合八人 内五人男 三人女 馬老疋

外ニ老人男病死減リ

高四石六斗三升

本田 新田

一、家老軒 長八間・横三間 萱葺 源七 年五拾四

女房わき 年四十六

倅 岩之助 年貳拾六

弟 岩藏 年貳拾三

女子 たき 年拾七

合五人 内三人男 貳人女

外ニ老人女病死減リ

高式石五斗六升壺合六夕

本田 新田

一、家老軒 長六間・横三間 萱葺

藤治郎 年式拾五

女房なか 年式拾式

母 とく 年四拾式

女子 くの 年拾六

女子 きい 年拾式

合五人 内老人男 四人女

高五石式斗九升七合式夕

本田 新田

一、家老軒 長七間・横三間 萱葺

七兵衛 年五拾式

女房りや 年四拾六

父 彦太郎 年八拾六

母 ひさ 年七拾六

悴 八百八 年式拾八

娘 よつ 年式拾六

弟 熊吉 年拾九

女子 すぎ 年拾四

女子 すえ 年五ツ

男孫 縫助 年七ツ

女孫 そめ 年三ツ

合拾老人 内五人男 六人女 馬壺足

高式石四斗五升四合

本田 新田

内五斗八升八合

是ハ金五兩式分ニ而当村市左衛門方へ質地ニ差置申候

高式石四斗五升四合

本田 新田

是ハ無跡太治右門高預リ支配仕候

一、家老軒 長七間・横三間 萱葺 福太郎 年式拾七

妹 もん 年式拾式

合式人 内老人男 老人女

外ニ老人女病死減リ

高式石九斗三升壺合

本田 新田

一、家老軒 長六間・横三間 萱葺 金石門 年六拾式

娘 その 年式拾七

聿 磯吉 年三拾四

妹 ツネ 年十六

男孫 金治郎 年五ツ

女孫 そよ 年三ツ

合六人 内三人男 三人女 馬壺足

外ニ老人女病死減リ

高三石九斗九升壺合

本田 新田

一、家老軒 長八間・横三軒 萱葺 市右門 年六拾九

娘 さき 年四拾壺

弟 代藏 年式拾三

女孫 いそ 年拾五

高三石六斗七升九合四夕 合四人 内式人男 式人女 馬老足
本田 新田

此高村中持ニ而支配仕候

一、家老軒 長八間・横三間 萱葺 よて

老人女

年五拾六

外ニ四斗是ハ芋小屋村五助方より金五兩ニ而質地ニ取置申候

一、家老軒 長七間・横三間 萱葺 又左右門 年七拾壹

女房ちよ 年六拾三

忰 惣五郎 年三拾壹

娘 はな 年三拾壹

男孫 惣太郎 年十

男孫 惣三郎 年四ツ

女孫 志の 年式ツ

合七人 内四人男 三人女 馬老足

内老人女出生まし

外ニ老人男病死滅り

高老石七斗七升式合

本田 新田

一、家老軒 長六間・横三間 萱葺 圓之助 年三拾四

女房とよ 年式拾七

父 武右門 年五拾七

母 たけ 年五拾七

弟 七藏 年拾式

娘 はつ 年四ツ

合六人 内三人男 三人女

高四石八斗三升七合

本田 新田

此高村中持ニ而支配仕候

一、家老軒 長八間・横三間 萱葺 よて

老人女

年五拾六

一、高式石八斗八升六合五夕 無跡長兵衛高

一、高式石三斗七升八合式夕 無跡庄兵衛高

一、高式石八斗三升六合五夕 無跡 長左右門高

八石老斗老合式夕

此高 治平 市右門 弥八 源七

又左右門 悦治郎

六人ニ而預リ支配仕候

一、高式石老斗九升九合 無跡 吉左右門高

此高武平衛預リ支配仕候

一、高老石五斗八升 無跡 彦六高

此高平右門預リ支配仕候

一、高老石老斗八升四合 無跡 久右門高

此高金拾兩ニ而当村治平方江質地ニ差置申候

人数合百五人内五拾四人男 五拾老人女

内式人内老人男 老人女 出生増

外八人内三人男 五人女 病死滅り

本山山城国廣沢仁和寺末寺

尾岐 無量村長岡 真言宗 長福寺檀那

高四石六斗九升八合

本田 新田

一、家老軒 長八間・横三間 萱葺 悦治郎

年五拾

女房ふみ 年三拾四

娘 まつ 年拾壹

男子 悦吉 年八ツ

女子 みえ 年四ツ

合五人 内式人男 三人女

高四石三斗七升五合

本田 新田

一、家老軒 長八間・横三間 萱葺 治左右門 年四拾五

女房いろ 年四拾壹

母 はる 年六拾四

伯父 廣治 年五拾四

悴 甚太郎 年拾八

娘 つぎ 年拾六

女子 さよ 年拾三

男子 悦蔵 年拾壹

男子 悦五郎 年七ツ

女子 はる 年貳ツ

合拾人 内五人男 五人女 馬老正

外ニ老人男病死減リ

高三石貳斗九升壹合貳夕 本田 新田

一、家老軒 長八間・横三間 萱葺 弥治兵衛 年三拾八

女房さき 年三拾四

父 弥之丞 年六拾八

伯父 治郎七 年四拾九

悴 熊治郎 年拾貳

女子 キミ 年九ツ

男子 作蔵 年五ツ

男子 弥助 年貳ツ

合八人 内六人男 貳人女 馬老正

内老人男出生まし

高三石三斗七合壹夕

本田 新田

一、家老軒 長七間・横三間 萱葺 治右門 年四拾六

母 ふみ 年七拾三

悴 喜代太郎 年貳拾八

娘 さの 年貳拾四

女子 イネ 年拾八

合五人 内式人男 三人女 馬老正

外ニ老人男病死減リ

高貳石六斗

本田 新田

外ニ老石五斗八升 無跡 太治右門高

是ハ金拾兩ニ而質地ニ取置申候

高老石七斗八升九合

是ハ金七兩ニ而当村半右門方より質地ニ取置申候

高式斗七升三合 新田 無跡 久治平衛高預り支配仕候

一、家老軒 長八間・横三間 萱葺 治平 年五拾壹

女房はる 年五拾

娘 はや 年式拾三

聶 己之藏 年式拾五

弟 伴治 年拾九

女孫 りう 年四ツ

女孫 さと 年式ツ

合七人 内三人男 四人女 馬老正

内老女産子まし

高式石五斗五升八合

本田 新田

此高村中ニ而支配仕候

一、家老軒 長八間・横三間 萱葺 三右門 年五拾三

ノ老人男

人数合三拾六人 内拾九人男 拾七人女

内式人 内老人男 老女 出生増

外ニ式人男病死減リ

高式斗式升四合 此高村中持

一、家数式拾四軒

此人数百四拾壹人 内七拾三人男 六拾八人女

内四人 内式人男 式人女 出生増

外ニ九人内五人男 四人女 病死減リ

一向宗砂子原村西念寺檀那大成澤村木地挽

一、木地屋老軒 長五間・横三間 萱葺 重左右門 年五拾式

女房つる 年四拾七

悴 政之助 年式拾七

弟 政藏 年拾八

男子 廣之助 年拾五

合六人 内四人男 老人女

右者帳面之通り嘉判仕候者共拙寺檀那ニ紛無御座候若御法度宗門之

由申者御座候ハハ拙寺共々罷出屹度申訳可仕候為後日依而如件

本山山城国京都西本願寺直末寺

大沼郡砂子原村浄土真宗 西念寺

本山山城国廣澤仁和寺末寺

大沼郡尾岐無量村長岡

真言宗久月山 長福寺

一、家数合式拾五軒

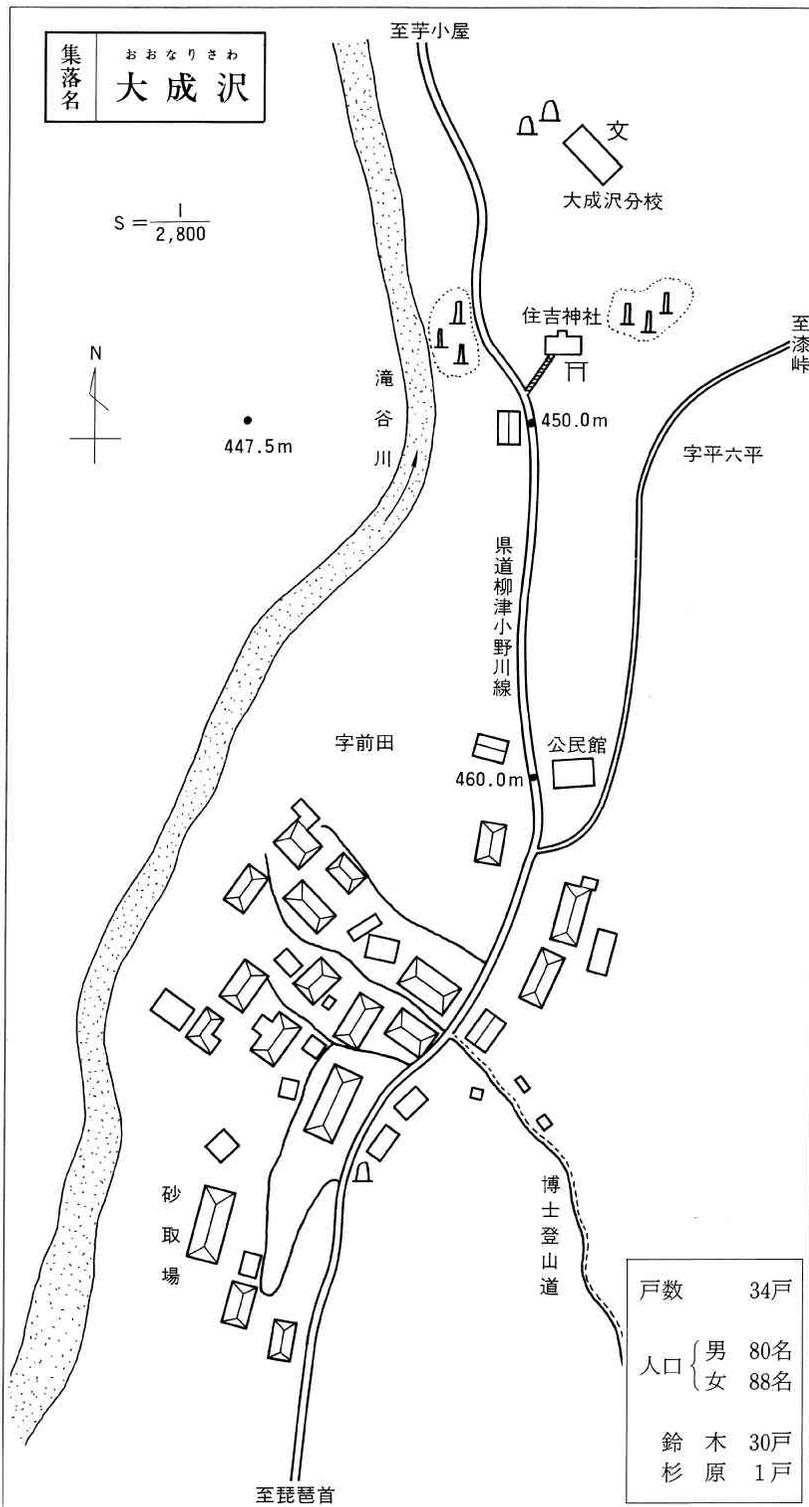
此人数百四拾六人 内七拾七人男 五拾九人女 馬拾三足

内四人内式人男 式人女 出生増

外ニ九人内五人男 四人女 病死減リ

外ニ拾六人内七人男 九人女 当組間方村引越減リ

去春へ差引 五人内三人男 式人女 減リ人



右者村中宗門改被仰附候ニ付遂吟味候処怪敷もの志人茂無御座候依
 而檀那寺より判形為致差上申候所御法度宗門隠置向後頭候ハハ当人
 者不及申上ニ村中如何様之越度ニ仕可被仰付候右之趣請印仕差上申
 候処書面之通り相違無御座候為後日依而如件

安政四年己ノ三月 大成沢村百姓代

組頭 弥治兵衛
 治左右門
 名主 七兵衛

八、漆 峠

大成沢から高森に通ずる開道の峠の中腹に霊峰博士山（一、四八二メートル）を仰ぎ静かなたたずまいをみせている小集落、これが漆峠である。

この附近から土器石器は出土しないから先住民の文化はなかったものと推定され、村の発祥は中世以降と考えられる。およそ四〇〇年前先祖が土着以来幾多の変遷を経、歴史を刻みながら今七戸が生計を営んでいる。当集落は安政元年（一八五四）二月二十日の大火により村中全焼し貴重な資料を焼失しその歴史的過程を明らかに知ることが出来なかった。次に掲げるものはほとんどが他村からの

	西 曆	家数	竈数	資 料
享保17	1732	5	9	大谷組村方目録
享和3	1803	8	—	書上帳
文化3	1806	8	—	書上帳
文化6	1809	8	—	風土記

ものであるが僅かな資料をもとに記述することにする。

資料を通して戸数の変遷からみてみよう
享保十七年に五軒だったが七十年後の享和三年には八戸となりこの八戸は明治末期まで続き一戸転住して現在は七戸になっている。従って戸数の増減はほとんどなかったようである。この七戸は凡て鈴木姓であるが同一家系ではなくいくつかの集合体である。戦国争乱の世、渡部某という落武者が此の地に住み、その子孫が明治以降鈴木に

改姓したと言われる。家紋が渡部と同じであったところから立証できる

他の一つは鈴木留重、同金一郎氏所蔵の家系によると

「（略）鈴木弥太郎重朝ト云者

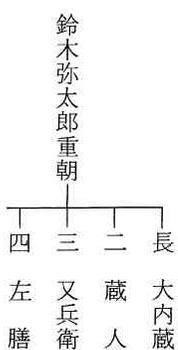
延徳三年辛亥伊豆国振越御所足利將軍ニ仕ル北条氏重ニ戦負テ

津江逃来リ黒川ニ浪居ス明応九年庚申八月伊北横田江来リ山ノ内治部大輔俊清ニ

「伏慮而仕ル」

とあり漆峠に関する部分を書写すると次の通りである。

長 大内蔵
二 蔵人
三 又兵衛
四 左膳



漆 峠 部 落 （右遠景は猿倉嶽）

五 源 七——源兵衛—又兵衛
 六 藤左衛門 後茂左衛門ト
 云峠ニ住ス

弥太郎重朝は戦に敗れ、子ども六人を連れ延徳三年（一四九一）に黒川（若松）に來り、更に明応九年（一五〇〇）に横田城主山ノ内俊清の旗下に属した。その五男源七の孫、又兵衛（後に茂左衛門と改む）が漆峠に來て開發したのである。この又兵衛の流れを汲む者と、その他の家系の者があり、集落を構成したのである。享保十七年に家数五戸といっても竈数（世帯数）は九戸で、組頭一、百姓七、水吞一人でこの時から八戸になる可能性を持っていたのである。居村に今も勘太屋敷がありいつの時代にか禿百姓となった。さて村名のおこりであるが、享和三年漆峠村組頭庄次郎が記した『書上帳』に、

「当村何訳を以て漆峠村と唱候謂無御座候」

とあるようにその由来は定かでない。横田山ノ内氏の『山ノ内事跡考』にはその領地村名が記してあるがその中に「成沢峠」の名がみえ漆峠を「成沢峠」と呼んだことを裏付けている。伝承によれば野生の漆木が多かったのか漆に因み、峠の中腹にある集落であるところから俗称としてその名が生まれたといわれている。近年まで漆木の株が残存していた。

しかし、文政六年（一八二三）の大谷組御役漆木高をみると漆峠は御役漆木は少なかつたようである。

しかし、漆成育の立地としては最適地である。

大谷組御役漆木高

村	数
漆 峠	70 本
芋 小屋	350
黒 沢	172
五 畳 敷	97
川 井	1,184
大 成 沢	238
曹 中	646
砂 子 原	254
小ノ川原	85
大 登	983
宮 下	1,492
間 方	5.5
桑 原	287
大 谷	1,244
浅 岐	71.2
計	7,149.7

文化三年（一八〇三）の『書上帳』に、

「若松御城下ヨリ西ニ而海老山通道法^六六里三拾式丁三拾四間」

と記されているように、かつては、大成沢から漆峠、高森を経て海老山峠を越え高田へ通ずる道路が主要道路であった。大成沢の項に述べたようにこのことから推察すれば、高田方面との接触によって開けたものと考えられる。大成沢に旧旭村長岡（会津高田町）の長福寺檀家があることによっても推察出来る。小集落ながら独立村であり、幕領となり藩預となり明治を迎え同十年大成沢村と合併して大字大成沢となり漆峠は字広表となったのである。『大沼郡誌』に「会津邦内古墨記云（東西四十間南北二十五間鈴木源兵衛住）云々漆峠は字広表と云ふ、今戸数八戸あり、館跡詳ならず」と杉山館跡のことを記している。居村の西北に人工による平坦地がありこれを館跡としているが明らかでない。館主鈴木源兵衛が右家系と同一人物とすれば年代が相異し不明である。

次に享保十七年の『大谷組村方目録』と享和三年の『書上帳』によって村勢をみることにする。

享保十七年『大谷組村方目録』

漆峠村 組頭 文四郎

江戸へ 六拾壹里十四丁五間

若松へ 海老山通六里三十式町四間

芋小屋へ廿壹丁廿式間

高森へ 三十四丁十四間

高式拾石八斗五升 本田 金方

此反別 五町四畝拾五步 免 三ツ八分九厘

此訳

上畑 壹反六畝步 此分米 壹石壹斗五升

中畑 壹町式畝步 此分米 五石七斗壹升式合

下畑 三町七反式畝十五步

此分米 十三石三升七合

屋敷 壹反四畝步 此分米 九斗八升

一、田 八畝式拾式步 見取

内 三畝步 辰永引

残 七畝廿二步 取六升式合

但シ反ニ八升取

一、金 式兩式分 永六拾四文三歩 亥御年貢

一、永 百五拾九文六分 御口永

一、同 九拾四文五分 小物成

此銀 六匁五厘

此訳 銀 三匁三分四厘 めかわら役

同 式匁七分壹厘 わた役

一、永 五拾式文壹分 御蔵米入用

一、米 四升式合 御六尺給

一、米 壹升三合 御伝馬米

一、金 壹分 社 倉

一、家 五軒 馬 五疋

一、竈 九

内 老人組頭 七人百姓 老人 水吞

一、人数 四拾壹人 式拾四人 男

十七人 女

一、御役漆木 七本

一、同漆 七合

一、同蠟 三貫拾匁

内 壹貫四百七拾匁 御年貢

九百八拾匁 大買蠟

五百六十匁 小買蠟

一、鎮守 山ノ神 社人 砂子原 日向守

一、威鉄砲 壹挺 長式尺三寸九分 理兵衛

玉目 三匁五分

一、雜木立林 三ヶ所

一、大滝 壹ツ 是ハ大成沢村と続 つむじたき

産業

一、雪中 女ハ太布少々仕、夏こかいも少々は仕候其外、勳無御座候

村高の変遷

年号	西暦	石高	備考
文禄3年	1594	20石2斗8升	高目録
寛永21年	1643	20. 8. 5	年貢割付
慶安4年	1651	20. 8. 5	同上
享保17年	1732	20. 8. 5	村方目録

文禄三年（一五九四）の村高は二十石二斗八升で一三八年後の享保十七年には二十石八斗五升でさほどの増石はない。文禄年間の土地調査は上（大嶺・田代・牧沢・鳥屋・遅越渡・砂子原・湯八木沢）中（五畳敷・沢中・高森・芋小屋）下（琵琶・九々明・黒沢・胃中・漆峠）で漆峠の地理的条件からうなずかれる。享保年代になっても、下畑が三町七反二畝十五歩と圧倒的に多く、田はまだ一反にも満たず畑作が中心であった。しかし享和三年には田方一反十九歩となりわずかながら新田開発が行われたことを示している。開田の条件は厳しく杉山川沿いの低地を開発したであろう。その努力が偲ばれるのである。ここで御役漆木について述べると、古来燈火用として重要な位置をしめた蠟燭は、わが国においては漆の実から製するいわゆる木蠟である。江戸初頭以来役木として漆木の数を調査し、百木について木の実一石の税を徴し残りは買上げて密売を禁止したのである。漆峠は享保十七年には役木はわずか七本であり文政の頃

は前掲の数字になっている。その名残りとして近年まで木の実を精製する石臼など用具が保存されていた。

居村との関係は明らかでないが住居跡と思われる特異な地名がある。

その一つは「賽村」で居村の下方杉山川沿いに約一反の平地があり家敷としていた。小径があり「賽村道」と呼んでいる。もう一ヶ所は杉山川を狭み「賽村」の向い側に俗に「いしゃすんば」という。「石屋住み場」という意であろうか、石休場であろうか、不明である。

祖先が土着と同時に氏神として祀ったのが山神社である。文化三年の『書上帳』によるとこの頃の本社は二尺五寸に三尺の規模、鳥居は明六尺のものであった（第八章参照）。宗門改帳がなく宗旨人別を明らかにすることが出来ない。大成沢に真言宗の檀家があるところから本村も真言宗の檀家であったと推定する向もあるが判然しない。

安政五年（一八五八）の法名に「釈晃誉」とあるから一向宗であったと推定され信仰は深い。「歎喜和讃口説」「正信偈絵抄」その他真宗教義に関する書籍が多く保存されている。

地藏堂については別に記したので参照されたい。

寺小屋は江戸時代にもっとも普及した庶民の教育機関であった。西山地内にも数ヶ所あり漆峠では鈴木庄軒氏宅で行われていた。教育内容は読み・書き・算盤が主で教科書は「消息往来」「商売往来」

「百姓往来」「庭訓往来」算盤には「塵却記」等が用いられてこれら多くの教科書が残されている。

明治五年に学制が布かれた。庄軒氏保存の掛図は明治以降のものであるが訓育に用いた貴重な資料である。手書の掛図には、

「人生行路之想像として善道悪道を描き、書道は安楽の森に到達し悪道は一家破滅に到る」

と説き、

「善悪二道ノ岐ルル所其ノ差僅ニ寸尺ノミ而モ最後ノ徑庭ハ如何嗚呼可畏」

と記している。

前掲享保十七年の『村方目録』産業の項に、

「夏こかいも少々は仕候」

と記されている養蚕は一八〇〇年代には相当営まれていた。

寛政八年（一七九六）に発行された『蚕養秘伝記』や、大正二年農商務省発行の蚕病予防掛図があり、養蚕の取り組み姿勢を知ることが出来る。

繭のままで出荷したが、明治年間には家内工業として、高田あるいはその他からの二十人程の女工により製糸業が営まれ、後に機械も導入された。最大の収入源で春蚕によって一年の生計が成立する程の収入であり西山地内屈指の養蚕集落であった。

その他薬用人参は明治末年まで栽培され、麻・モワダ・板材、など人馬で海老山あるいは羽佐間峠を越え高田方面へ出荷し、衣類・

道具・日用品・食料品を購入した。

現在の土地反別

宅地 三反八畝十九歩

田 三反〇畝二十八歩

山林・原野 十五町五反一畝四歩

開田もされたが地理的条件から畑や山林の依存度が高い。昭和四十年代まで続いた養蚕は衰微し、代わって四戸一町五反のたばこ耕作が行われ有望視されている。

安政元年の大火によって全戸焼失、大正二年の洪水には居村の田畑埋没し、杉山川沿いの田地流失、昭和三十一年には青田が埋没するなど被災しながらも、村人の努力によって復旧してきたのである。

昭和二十二年に電燈がつき、同三十二年神社改築、同三十二年水道敷設、同三十四年車道に改修された。

大成沢を基点として高森へ通ずる漆峠林道が開削されつつあるが現在の道路の拡幅や沢中へ通ずる道路の開削によって四ツ谷方面との交流が期待される場所である。

伝説

・弘法清水

昔、弘法大師が諸国行脚の折この村にお立ち寄りになられ、老婆に一杯の水を請われた。老婆は快く応じたが、いつになっても持ってきて来ない。あまり遅いので「どうしたのか」とたずねると、この下の曾呂向の清水まで汲みに行ってきたということだった。この老婆

の善意に感動した大師は、水の不便を気の毒に思われ、水一杯のお札にと錫杖を突かれたところ清水が湧き出たという。

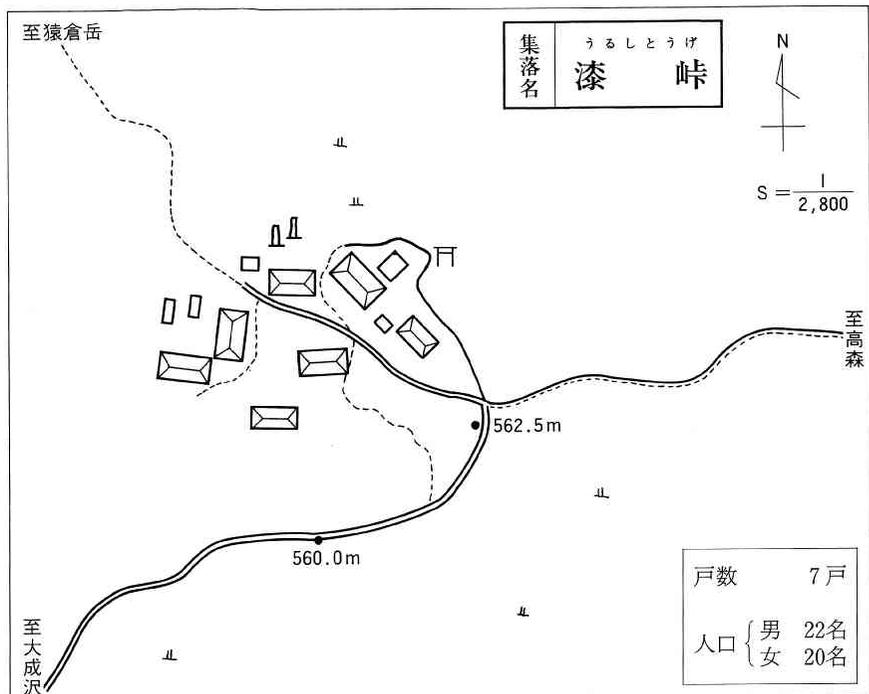
冷水が尽きることなく流れている。この湧き水が弘法清水と名付けられ、何百年来村人の生活用水であり、

また大成沢方面から高田方面への通行が盛んであった時代には、人々の憩いの場となったのである。

昭和三十三年簡易水道が敷設されたが今尚峠の清水として親しまれている。



漆峠の弘法清水



九、琵琶首

(一) 村の起りと変遷

琵琶首は滝谷川の上流柳津町の最南端に位置し、小字下平、境の沢を含む集落である。村名が珍しい。享和三年（一八〇三）琵琶首村名主仮役金八が、会津藩地志方役人に書上げた『御尋ニ付書上帳』の中に、

「一、當村之儀

居村琵琶之形に

似たる故琵琶首

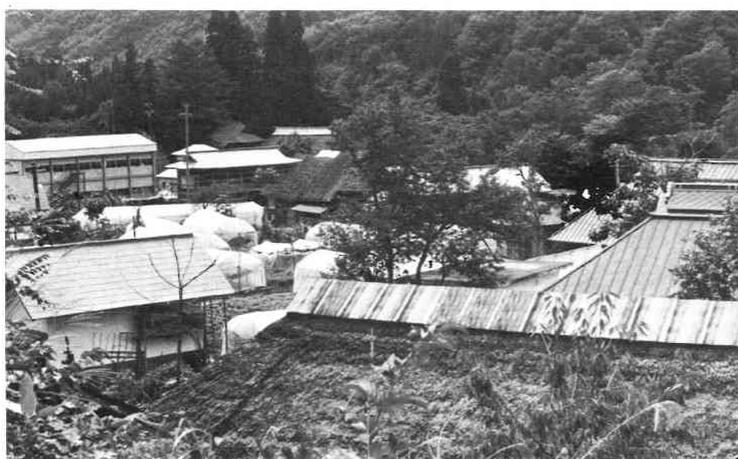
村と唱候由申伝

候」

とあるように、琵琶首の領域は楽器琵琶に相似し、集落のある居村は首の部分に相当しているところからその名が発生したと考えられる。

日本民俗学会員

中地茂男氏（塩川



観音堂より琵琶首村を望む

町）は、その昔大彦命と武淳川別命の出会いについて触れ、その中で「会津の文化の中核地は高尾嶺と考えられ、滝谷川・大谷川・野尻川の三溪谷を包含し、琵琶の形に似た山岳溪谷の地域つまり琵琶平をその圏域とした。この琵琶平三溪谷のうち最も早く拓けたのは、現在奈良布などの古代史的な地名が残っている東部滝谷川の流域でここには大和文化以前の土着文化があったとみられる」と述べている。越後の国から会津に進出し琵琶平文化を形成したとするもので興味深い推考である。

琵琶首からは縄文・弥生期の遺物である土器・石器は発見されず全くの空白で知り得べくもない。只、現在の集落を形成する以前の住居跡が数ヶ所あるのでそれについて触れておく。

○台（上琵琶）字鹿の沢通称台という。居村の南方約二キロメートルの高台である。今は私有地となっているが平地があり、十一、三戸あったものと推定される。ここからは鉢・壺など生活用具が採取される。後代の物である。松の老木を愛宕神として祀っていたこと、また墓地があり数基の墓印がある。

○古屋敷 古屋敷の字名が生まれた。出土品もなく住居跡と立証できるものは何もないが屋敷があったと伝えている。

○森の平 居村の南方三キロメートル宇森の平である。上琵琶沢と坂下沢の中間に位する。山の神として祀った石の小祠には宝暦九歳（一七五九）と刻まれている。周囲十尺の檜の大木があったが今はなく松の老木の下に鎮座している。前面には約一・五

ヘクタールの水田が拓けている。

○入道 居村から滝谷川向い字名は家の向いとなっている。入道の面積は約一ヘクタール、入道屋敷跡があり明らかに人工を加えた堀が廻らされている。そこから流れ出る滝を入道滝という。栃の木を山の神として信仰している。昔近江入道が住んだ所と伝えられている。

大同二年（八〇七）に山崩れがあったと伝えられているが、この前年に磐梯山が噴火して猪苗代湖が大きくなったのでこれと関連しているのと同様であろう。資料にある弘治元年（一五五五）の会津地方を襲った大地震による山崩れと混同されたものと思われる。この山崩れは上琵琶地内で起りその規模は大きく流土は民家立木を埋没した。地内を開田する時には埋木が出土する。以上の住居跡と本琵琶（居村）の関係は明らかでない。現在は字居平に集結しているが、当時は数ヶ所に分散し家数も五十七戸（伝承）あったといわれこの山崩れによって上琵琶の居住者は下平、松倉（高田町）、高清水（三島）方面に転住したといわれる。これらの住居跡は、出土品や信仰対象から考えて近世のものと思われる。しかし、十二世紀に、横田城主山内秀基が大沼郡・会津郡・越後領上田庄・小川庄計八八〇貫文の地を領しその領内地となっているから鎌倉から戦国時代にかけて郷村が成立していたことを知り得る。

江戸時代になると記録も残存し村方の様子もかなり詳細に知るこ

とができる。

前掲の享和三年書上帳に、

「一、當村之儀寛永十九年迄加藤式部少輔様御領地同二十年より

御領地、其後御直所御預所移替御座候」

とある通り、寛永二十年（一六四三）より加藤領であった山内領の全部は幕府の天領（直轄地）となったり会津藩保科氏に預け地となったりした。保科氏によって郷村の開発が進展し制度化され組が整備された。琵琶首は大谷組に属し、明治五年若松県ができるまでその組織下にあった。以後大区小区の制、地租改正、郡区改正が行われ明治二十二年町村制の実施により旧村名を大字とし大字琵琶首となったのである。

以上村の発達概要と政治組織の変遷を概観したが、次に『御手鑑』や『書上帳』によって近世の村勢をみてみよう。

(二) 近世の村勢

『享保十七年 大谷組村方目録』

琵琶首村 名主 茂兵衛

組頭 善左衛門

江戸へ 六拾里三拾式丁式拾

三間

若松へ 八里七丁十六間

但是八海老山通

小野川へ 壹里廿九丁三十三

間

大岐へ 壹里五丁十三間

大成沢へ 三拾四丁三十七間

高百拾石七升八合 本田金方

此反別 貳拾壹町六反九畝

十七歩

免 三ツ九分七厘

内壹町六反九畝貳拾五歩

此分米 拾八石三斗

貳拾壹町九反九畝貳拾貳歩

此分米 九拾壹石七斗七

升八合

此訊

上田 三反三畝九歩

此分米 壹石八斗六升貳合

下田 三町三反七畝八歩

此分米 廿三石六斗九合

上畑 三町三反七畝八歩

此分米 廿三石六斗九合

中畑 五反五畝拾歩

此分米 三石九升九合

下畑 拾七町五反五畝四歩

此分米 三拾壹石四斗三升

屋敷 五反貳畝歩

此分米 三石六斗四升

高七石三斗五升九合 新田金方

此反別 下田七反六歩

免 二ツ貳分

合百拾七石四斗四升七合

一、田 貳反四畝貳分 見取

取 壹斗九升七合

但シ反二八升取

一、金 拾四兩壹分

永百拾壹文六分亥御年貢

一、金 三分 永百四拾七文六分

御口永

一、金 三分 永十六文六分

小物成

此銀四拾九文六厘

此訊

銀 四匁

銀拾壹匁

山役

布役

寛延2年琵琶首村百姓分限一覽表

百姓名	高	本 田 高	新 田 高	家	人 数	男	女	牛 馬
茂兵衛	石斗升合夕才 3.0.6.9.0.0	石斗升合夕才 3.0.6.9.0.0	石斗升合夕才 0	間 10×6	7	6	1	
三次郎	1.5.3.4.0.0	1.5.3.4.0.0	0	7×4	2	1	1	
作十郎	3.3.0.4.1.0	3.3.0.4.1.0	0	6×4	5	3	2	
兵右門	1.6.5.2.0.0	1.6.5.2.0.0	0	5×4	4	3	1	
佐右門	7.7.5.3.0.0	6.7.2.7.5.0	1.0.2.5.5.0	7×4	12	7	5	
直左右門	5.6.7.1.0.0	5.2.1.8.7.0	4.5.2.3.0	7×4	8	4	4	
平十郎	3.6.7.8.0.0	3.3.6.3.0.0	3.1.5.0.0	4×3	4	2	2	
助五郎	4.1.2.9.0.0	3.7.0.9.0.0	4.2.0.0.0	6×3	4	1	3	
小左衛門	4.5.0.3.0.0	4.0.8.0.5.0	4.2.2.5.0	6×4	9	6	3	
源左衛門	3.6.1.7.0.0	3.6.1.7.0.0	0	6×4	6	4	2	1
清三郎	4.1.0.0.2.0	4.1.0.0.2.0	0	6×4	6	3	3	
小右門	4.7.3.7.4.0	4.7.3.7.4.0	0	7×4	6	4	2	
長四郎	3.8.5.7.0.0	3.3.0.4.0.0	5.5.3.0.0	8×3.5	1	1	0	
彦七	2.9.6.6.0.0	2.5.0.7.6.0	4.5.8.4.0	4×2	1	1	0	
傳兵衛	4.0.3.9.0.0	3.8.8.5.0.0	1.5.4.0.0	5×3	3	1	2	
長七	2.3.2.2.0.0	2.3.2.2.0.0	0	7×4	4	2	2	
又吉	1.1.6.1.0.0	1.1.6.1.0.0	0	6×3	4	2	2	
善兵衛	2.5.0.7.0.0	2.5.0.7.0.0	0	4×4	3	2	1	
兵左衛門	3.6.8.9.0.0	3.3.0.4.0.0	3.8.5.0.0	8×4	6	4	2	
十兵衛	3.3.6.1.0.0	2.5.0.7.0.0	8.5.4.0.0	4×2	2	1	1	
又左衛門	2.4.5.0.0.0	2.1.5.2.5.0	2.9.7.5.0	8×4	11	8	3	1
又七	6.6.9.6.0.0	5.3.4.5.0.0	1.3.5.1.0.0	7×4	9	5	4	
九兵衛	5.3.0.2.0.0	4.4.4.4.5.0	8.5.7.5.0	8×4	5	3	2	
兵吉	3.8.0.0.0.0	2.2.2.2.5.0	8.5.7.5.0	6×4	3	3	0	
彦之丞	8.5.5.9.0 1.2.5.4.0.0	8.5.5.9.0	0	8×4	6	2	4	
六郎兵衛	1.0.6.5.0.0	1.0.6.5.0.0	0	3×2	2	1	1	
吉次郎	3.1.7.2.0.0	2.9.0.6.0.0	2.6.6.0.0	6×4	7	5	2	
忠兵衛	4.0.1.3.0.0	3.7.2.8.3.0	2.8.4.6.6	6×4	4	3	1	
作兵衛	2.0.0.7.0.0	1.8.6.5.0.0	1.4.2.0.0	6×4	3	2	1	
傳之丞	1.6.5.2.0.0	1.6.5.2.0.0	0	5×4	5	3	2	牛 1
甚太郎	3.3.0.4.1.0	3.3.0.4.1.0	0	8×4	5	3	2	
孫兵衛	3.2.4.4.3.0	3.2.4.4.3.0	0	5×4	5	2	3	
太左衛門	2.2.6.3.0.0	2.0.5.1.7.3	2.1.1.2.5	4×2	4	3	1	
長吉	2.2.2.6.0.0	2.1.0.3.5.0	1.2.2.5.0	4×4	3	1	2	
嘉兵衛	1.6.7.7.0.0	1.5.5.4.5.0	1.2.2.5.0	6×4	5	2	3	
長兵衛	1.6.7.7.0.0	1.5.5.4.5.0	1.2.2.5.0	4×4	5	2	3	
源七	3.6.4.4.5.0	3.4.2.5.0.0	2.2.0.5.0	借宅	1	1	0	
市兵衛	水 吞	0	0	3×2	2	1	1	
計	119.9.7.4.0.0	110.0.7.8.0.0	9.8.9.6.0.0	38	182	106	76	3

傳兵衛	小屋	8人	5人	3人
庄次兵衛	全	4	1	3
理兵衛	全	1	1	0
仙右門	全	1	1	0
忠兵衛	全	7	4	3
ふく	不持	1	0	1
長三郎	小屋	4	2	2
勘兵衛	全	8	4	4
計	8(-1)	34	18	16

寛延二年宗門改帳により作成

琵琶首は五十七戸あったといわれるがこれは伝承で資料に基づくものではなく、そのように多かったとは考えられない。しかもと散村であったものが集まって一ヶ所になったと推考できる。

前掲の資料によってみると、享保十七年（一七三二）に家数二十八軒、竈数（世帯数）三十となっているが、七十一年後の享和三年（一八〇三）には家数二十軒に減少している。これは天明三年（一七八三）の史上空前の大飢饉と年貢徴収の過重負担に堪えず離村する禿百姓が激増した結果と考えられる。村の窮状を訴願した文書を後に所収する。

検地によって田畑共に上・中・下の階級があったが、上田は三反余に対し下田は三町三反余と圧倒的に多く、土地柄を知ることが出来る。前記古文書に、「極薄田ノ地方ニテ」の文字によっても判る（傍点筆者）。

石高を知る最も古い資料は文禄三年（一五九四）のもので、四十七石九升（当時高森村が四十九石四斗二升）であったが一三八年後の享保十七年には一一〇石七升八合と倍増し、当時の大成沢の九十三石四升七合を上回る数字を示している。これは比較的平坦な土地があり中ノ平・森ノ平などの新田開発によるものであろう。

村高を一覧にすると下記表の通りである。文禄から享保までは倍増したが享保から天明に至る五十年間は約十石の増加をみたに過ぎない。

琵琶首村高の推移表

年号	西 暦	本 田	新 田	備 考
文禄 三年	一五九四	石斗升合 四七・〇・九・〇	石斗升合	浦生家高目録
享保 一七年	一七三二	二〇・〇・七・八		御手鑑
寛延 二年	一七四九	二〇・〇・七・八	九・八・九・六	宗門改帳
安永 一〇年	一七八一	二〇・〇・七・四	九・九・〇・〇	同
天明 六年	一七八六	二〇・〇・七・四	九・九・〇・〇	同
明治 八年	一八七五	二〇・〇・七・四	九・九・〇・〇	

次に寛延二年（一七四九）の宗門改帳によって村勢をみることにする。二三年前の村の構成・百姓の持高・人数等を知ることが出来る（前頁の別表参照）。

宗門改帳やその他の資料によって、家数人口の変遷を一覧にするのと次の通りである。

享保十七年には家数二十八軒、竈数三十、内百姓二十七人、水吞一人であったが、寛延二年になると人口の変化はないが戸数三十八戸となっている。安永十年には戸数人口共に大幅に減少し逆に木地小屋の数が増加している。天明六年には享保十七年と比較して石高に変化はないが戸数人口共に激減している。これは会津一円にみられる現象である。前記の如く天明続いて天保年間の大飢饉によって禿百姓が続出したことを如実に物語るものである。

更に本村においては牛馬の数が極めて少ないことに気がつく。人の労力によっていたことを示している。

琵琶首村の戸数・人口等の変遷表

年号	西暦	戸数	竈数	人数	男	女	馬	牛	小屋数	地	備考
6文化	1809	20	-	-	-	-	-	-	-	男	風土記
3享和	1803	20	-	-	-	-	-	-	-	女	書上帳
6天明	1786	18	-	98	57	41	-	-	10	宗門改帳	宗門改帳
10安永	1781	23	-	132	79	52	-	-	12	宗門改帳	宗門改帳
2寛延	1749	38	30	182	106	76	2	1	7	宗門改帳	宗門改帳
17享保	1732	28	30	186	109	77	1	2	-	村方目録	村方目録

作恐以書付奉願上候

當村ノ儀ハ博士山ノ麓ニ居住仕高山ノ冷水ヲ以御田地ノ用水ニ仕
尤極薄田ノ地方ニテ熟作ノ年ニスラ他村ノ半作ニモ相至リ不申畑
方トテモ右同様ニテ精業ノ無其甲斐貧村ニ御座候近年諸品高値
ノ上御戦争引統昨三年ノ違作ニ付テハ作モ皆無同様取穀無御座
露命難相保様ニ相至候御上様賑恤被成下置御救助米麻敷代ナ
ド拝借被仰付右ヲ以雪中モ相凌候へ共當春ニ至リ田畑仕付可
申様無御座候ニ付右ノ段敷願奉申上候へハ格別ノ以御愛憐
仕付夫食米拝借被仰付且組内ヨリモ貧村ノ故ヲ以村々配當ノ内
ヲ以助情ニ相成當作無難ニ仕付御愛憐ノ程難有仕合ニ奉存候然
處前分奉申上候通極薄地ノ村方當年熟作候トハ乍申他ノ半作ニ
モ不相至秋中ヨリ青雜仕最早米喰盡シ同様ニ相成諸産物モ秋中

ヨリ引越夫食米仕付夫食米□□拝借御返納差向其上不足ノ分ハ組
合親類ハ不申及ニ村平ニ助力仕是迄ハ上納仕候得共當納方何レ
差支大肝煎元ヨリ嚴重ニ納方被申付候得共産物ハ皆拂ニ仕其上
家財農具迄モ質入賣代替致シ候上ニハ一村立ノ俣ニ相成如何様共
致方無御座候ニ付大肝煎元迄右ノ段御願申上候是迄厚以御愛憐
露命相染罷在御返納遲引致候テハ不相成旨厚沙汰モ在之候ニ付
色々才覺仕候得共別紙名前ノ者共只今調金ニ相成急候間無余儀
奉頭上候恣ノ儀奉恐入候得共何卒此上ノ以御情愍當十一月卅
日迄御延被成下置度奉願上候右日限ニハ屹度御返納可仕候間
幾重ニモ深厚ノ以御仁恤右願ノ通被仰付被下置度奉願上
候以上 百姓代 鈴木嘉兵衛

牛閏 十月 年寄 同 嘉右衛門
田島 御役所 肝煎 同 長右衛門

享和三年（一八〇三）の「書上帳」に、

「當村ハ山ニ附住居仕候」

とある如く博士山麓にあり標高高く冷水を用水としているため、

「熟作ノ年ニすら他村の半ニも相至リ不申」

で反収少く天明三年以来三年間の凶作続きで作柄は皆無同様となり
夫食米にも事欠く様となり貢税納入期限の延期方を訴願した文書で
天明六年のものである。そしてこの文書の後に大肝煎が、十一月中
には貢納の見詰（見積）が立てられるので御猶予願いたいと奥書を

している。この文書はたまたま琵琶首にあったが、このような農民の窮状はどの村も同じであり、困難な状態を強く生きぬいてきた先人の努力に感謝の念を覚えるのである。

『宗門改帳』は各戸の所属寺院を示すものである。寛延二年のそれによれば戸数三十八戸のうち三十二戸は大乗寺、六戸が西念寺で木地小屋八戸は若松御城下一向宗本光寺の檀家であった。本光寺は現在大町名子屋町にある浄土真宗寺院である。大胆な推察をすれば本光寺檀家が上琵琶に木地師として入植したと考えられないだろうか。そして三十二年後の安永十年には木地小屋は十二戸となりこの時は凡て大乗寺に属している。

字居平に面積一アールの寺跡といわれる屋敷がある。京峯山沢福寺と称したと伝えているがなんの資料もなく明らかにすることが出来ない。

前掲『書上帳』に、

「當村本海道ニ無御座野尻組通りニ御座候」
文化三年の『書上帳』には、

「若松御城下ヨリ申ノ方ニ當海老山通ニ而道法八里七丁拾六間」と記されている。当村が御城下に通ずる道は、大成沢・高森を経て海老山峠を越えるものであった。大成沢との間に獅獅落ししおちの嶮があり旧道の路傍の岩に馬頭観音像を彫った磨崖仏がある。いつの時代のものか不明であるが旅の安全を祈念したものである。この道路は本海（街）道ではないが野尻組（昭和村）小野川村に通ずる主要街道

であった。今は県道柳津小野川線となり整備されつつある。また滝谷川向いにはくるみ平から間方村と小中津川村への小径がある。これらが生活要路であって、桑・麻・木炭・繭・人参・青苔等を運搬し生活用品を購入した。

現在琵琶首三十戸中十五戸に屋号があり今でも屋号が通用し、近年までカド屋は駄馬二頭を飼育して荷物の運送や商人宿を經營した。現在残っている屋号を挙げると次の通りである。

琵琶首村の屋号一覧表

屋号	当主名	屋号	当主名	屋号	当主名
大谷屋	鈴木吉太郎	月本屋	鈴木光雄	中島屋	鈴木巖
前田屋	鈴木久仙	北沢屋	鈴木初治	福田屋	鈴木忠
山本屋	鈴木英次	清水屋	鈴木武夫	前川屋	鈴木正一
山崎屋	鈴木謙重	徳川屋	鈴木勝伸	宮本屋	鈴木シゲノ
沢本屋	鈴木一佐	カド屋	鈴木勇	小沢屋	鈴木一喜

三十戸の中鈴木の姓が圧倒的に多く二十七戸、土橋二戸、小椋一戸で同族集落として発展したことがわかる。

村は二回の大火に見舞われた。明治二年の大火には地藏堂の上手土橋吉男・鈴木伍一は類焼を免がれ「火除けの地藏」と呼んでいる。享和三年の『書上帳』に当村の産物として、

「柴藤少々御座候雪中男ハ薪ヲ取り女ハ太布仕候」

とあり、太布とは織物のことである。その原料である麻を栽培し麻のまま出荷するか糸を紡いで麻布を作り、かたびら、蚊帳などに

用いられた。女子の家内工業として重要な地位を占め昭和二十年代まで続いた。

この村の信仰について触れてみる。多賀神社や観音・地藏堂については第八章の項に述べたので参照されたい。全戸仏教徒で信仰は深い。庚申信仰もあり村上の旧道に文化元年（一八〇四）明和七年（一七七〇）安永三年（一七七四）に建てられた三基の供養塔がある。山の神講は十一月十二日と二月十二日に行う。古峯神社講は火除けの講中で毎春四人ずつ古峯本社へ代参する。その外飯豊山・湯殿山参拝や津島講など伝承されている。

(三) 明治以後

明治五年学制が布かれ公立小学校が設置され民家を用いて授業がなされた。そのとき児童男十五人女十三人であった。

明治九年の調査（皇国誌）によると戸数本籍二十四戸、人口一七三人、牛馬十八頭、貢税国税金六十円三十二銭二厘であった。小椋福次氏所蔵の『歳代記』に明治十五年頃の日当男子十五銭、女子十銭であったと記してある。明治十五年当時の土地区分は、

- 田地 十町五反九畝十三歩
 - 畑地 二十一町八反五畝二十八歩
 - 宅地 九反七畝二十歩
 - 山林 四町六反七畝二十七歩
 - 計 三十八町一反二十八歩
- 当村は標高高く気候的には恵まれない。反収も少なかったが一戸

平均所有反別多く品種・技術の改良農機具の導入により増収をみ、供米されるようになった。村道中ノ川昭和線（琵琶首大岐間）が開通したのは昭和十一年である。道路改修によって交通量も増し、電化に伴って急速に生活様式が変貌した。山林・山菜の外土木工事など農外収入を得ているが、西山地区に共通する過疎的傾向がみられその対策や県道小野川線の整備が期待されている。

下平 本村から県道を南に行く同道下に一軒家がある。ここがかつての木地集落下平である。『新編会津風土記』には、

「木地小屋

○下平本村の南

十八町にあり

家数五軒」

と記されている。

前述の住居跡台（上琵琶）が下平の発祥と考えられる。寛延二年の宗門改帳に木地小屋八戸（二戸小屋不持）とあり全て会津若



下平のたたまい

下平の戸数・人口の変遷表

年 号	戸 数	人口
寛延2年	8(-1)	34人
安永10年	12	63
天明6年	10	42
享和3年	5	-
文化6年	5	-

松市本光寺（一向宗）の檀家となっているから若松からの入植ではないかと考えられよう。

会津若松の産業会津塗と関連して考えられよう。入植の年代不詳であるが、弘治元年の山崩れによって埋没し現在地に移ったものであろう。青中村の青中沼の近くに木地師の住居跡があり数基の墓石があるがその中に、

安政二年 九月二十八日

積種 讀光 信士
民之助

の法名が刻されている。積を用いるのは浄土真宗（一向宗）であるから前述と符合する。更に青中から下平と九々明に移住したと伝えられている。大成沢の宗門改帳によれば大成沢の木地師が青中や九々明に移住したことが記録されている。『書上帳』に、

「木地共木を伐り尽し候」

とあるように原木資材を求めて移動したと思われる。すなわち渡木

地師達である。

戸数人口の変遷は上記の通りで

あり、享和三年『書上帳』に、

「木地小屋 老ヶ所 上琵琶小屋
屋唱但シ家数五軒」

と記している。この頃から戸数の移動はなく昭和二十年頃まで続い

たのである。木地挽を生業とし、椀・膳などの製品は若松に出荷され、これは昭和初年まで継続された。木地の傍ら田畑を開墾し山林を増植し生計とした。

木地の中止と共に農林業中心となったが、耕地の狭隘と社会状況の変遷に伴ない、境の沢開墾に出るなど諸所に分散し、昭和二十年頃には小椋福治氏一戸となった。

祖先土着と共に木地屋の氏神として祀った山神社は三間四方の規模であったが後代に縮小し今は方一間半の堂宇となり小椋氏が管理している。

境の沢 琵琶首から下平を経て二キロメートルの地点に境の沢集落がある。字名は境の沢山であるが通称境の沢と呼んでいる。この境の沢は、集落琵琶首の項で詳述したように、楽器琵琶の下部に相当し柳津町最南端に位置する集落である。隣村昭和村大字大岐までわずか一キロメートルその境界に川があり字名集落名もここから発生した。大字砂子原から県道柳津小野川線を南に十六キロメートルの地点県道に添って五戸が並列する。大字砂子原から昭和村に至る主要な通路であった。

昭和村の中心下中津川への途中喰丸峠があつて人馬の通行が可能という程度で、県道といっても昭和二十年頃までは車も通行不能であり、その周辺は原野と原始林に覆われていた。

琵琶首から小野川に至る区間の道路の開削は、昭和村奈良布に事務所が置かれ主に韓国人の労役によって昭和二十一年に完成したも

のである。

当時は終戦直後であり、食糧が不足し食糧自給確保のため開墾が奨励され至る所が開拓された。両沼開拓組合が組織され昭和村奈良布地区が開拓されたのもこの頃で十八戸が入植し、奈良布集落が形成された。当時境の沢は檜の原生林が密生し、盛んに製炭が行われまた、広大な原野は恰好な営場でもあった。

下平に博士山山林伐採の事務所が置かれ、鈴木吉次・小椋宗吉・鈴木善助はここを本拠として境の沢の開墾に着手したのは昭和二十年以前のことである。土地はほとんどが官地であったが、琵琶首の共有地一・二ヘクタールも譲り受けた。両沼開拓組合に加入し事業費・家屋建築費の補助を受け昭和二十六年に前記三戸と鈴木光広の家屋建築、二十七年に鈴木義美が建築し現在の集落が形成されたのである。

小椋宗吉は下平から他はすべて琵琶首からの入植である。開拓は進められ田畑一戸平均二・五ヘクタール、杉の植栽面積三ヘクタールに及んでいる。

地内に氏神を祀る屋敷として、面積五アールを確保登記してあるが現在は祀られてはいない。五戸共に仏教を尊崇している。

水道は開拓と同時に敷設され、電気は琵琶首から延長したもので昭和二十二年小野川と同時に完成した。電話は昭和四十七年九月に開通し昭和局に属している。

生業は耕作と農閑期の土建業の労務、官林の撫育、冬季間の出稼

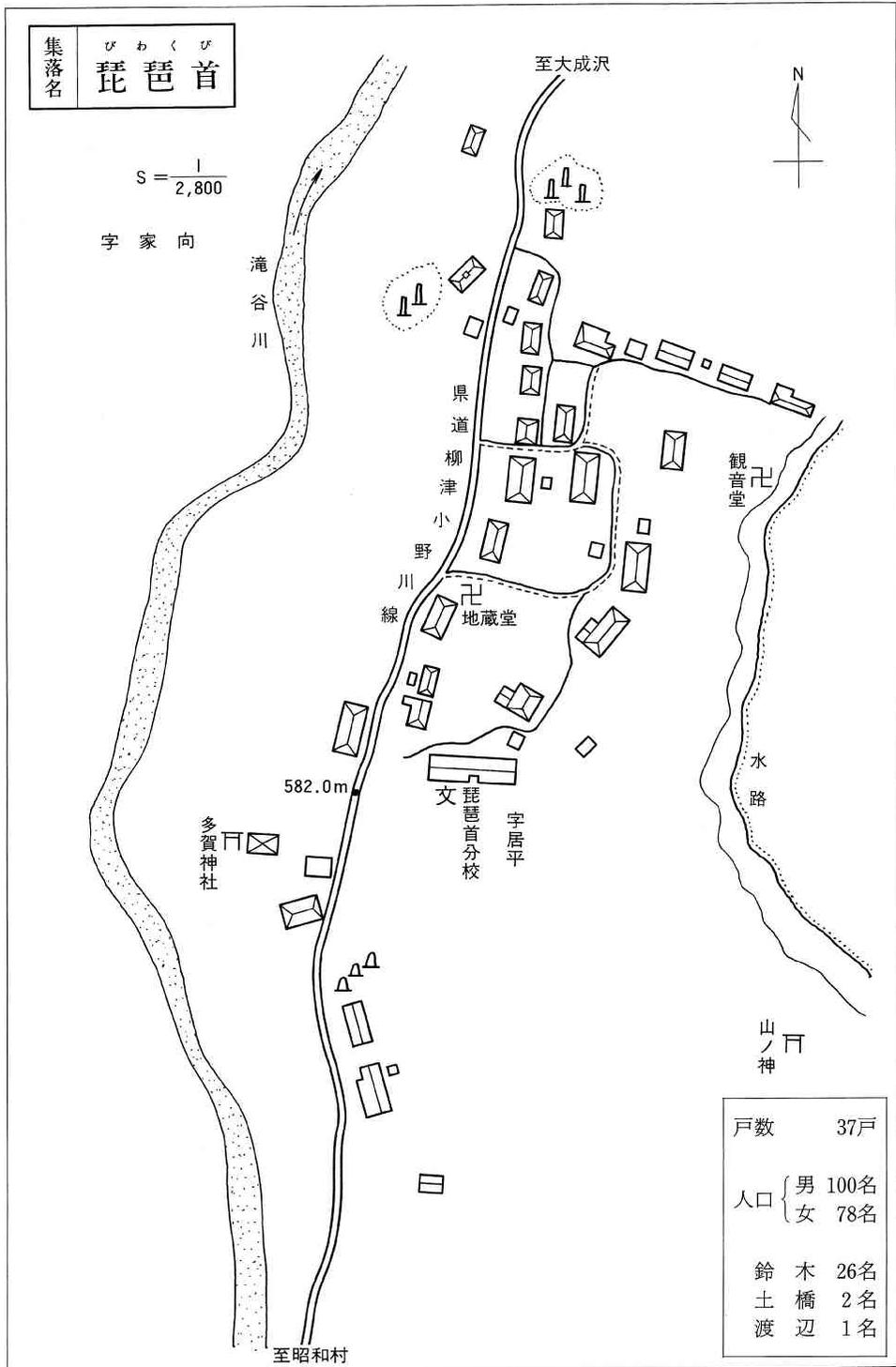
によるもので、製炭は中止された。水田は反収七俵程度で琵琶首より多いがこれは引水が温いことに起因している。

昭和四十九年九月現在で戸数五戸、人口十八人、児童生徒は一人もない。

現在までの児童生徒は通学の便宜から昭和村に委託され喰丸小学校小野川分校（冬季間は大岐季節分校）に通学していた。それは丁度三島町小野川原の児童生徒が西山小中学校に通学しているのと同様である。

道路の開削は進み、小野川から三沢を経て両原に通ずる三沢林道は博士山の木材運搬を目的として昭和二十二年に開通した。柳沢林道は大岐から小中津川に通ずる六キロメートル道路で昭和四十五年に開通、西山地区から昭和村の中心に至る最短路線となった。不動沢林道は境の沢から高田町へ通ずるもので現在五キロメートル程度開削されている。博士林道は小野川から博士山の中腹を通り会津高田町・会津若松市へ通ずるものですでに完成、境の沢から会津若松市まで車で約一時間の路程である。境の沢は行政区は柳津町であるが地理的条件から昭和村や会津高田町方面との交流が大きい。

気候は夏は高原の涼味を満喫できるが、冬季の寒気風雪厳しく一夜に一メートルの降雪も珍しくなく除雪作業は大きな負担となり白銀の陸の孤島になりかねないが、近年路上の除雪が行われ通行が確保されるようになった。



10、小ノ川

(一) 小ノ川村の成り立ち

小ノ川村は、滝谷川の最下流、只見川との合流点にあって（最上流にも昭和村の小野川部落があるが、これとの関係は明かではない）川を挟んで兩岸に上小ノ川・下小ノ川の二集落に分かれている。家の造りが新しいのは、昭和二十八年完成の柳津発電所建設にともなって、全戸が移転し改築したためである。もとの村は、渇水時に姿をあらわす、最下段の平坦面にあった。現在では、当時の村落より一段と高台にあった、正徳寺と鎮守の稲荷社が水没を免れて残っており、その頃のおもかげを伝えている。

しかし、集落の移転はこの時だけではなく、『新編会津風土記』によれば、江戸時代の宝永年間（一七〇四―一〇）に今の地に集めたと記されていて、この頃にも大規模な移転が行われたことが知られる。それ以前は、

「旧今泉、中崎と云所に二区ありて凡そ三区」

に分かれていたという。今でも字今泉・字中崎地内には、昔の住居跡が見られるといわれている。その頃までは、自作耕地を中心として、血縁集団の小集落が分散して点在していたことが知られる。

では、いつ頃こうした小集落ができたのかという点、それは明確ではない。前記の風土記の記載によれば、今泉・中崎にはそれぞれ館跡があり、年代は不明だが、今泉には小堀山城某、中崎には鈴木

弥太郎某が住んでいたという。また、正徳寺が永正十六年（一五一九）に建立されたところなので、この頃には集落があったものと考えられる。

また、古屋敷村の項で引用されている、鈴木家の『先祖由来由記』（鈴木□□氏蔵）によると、中崎に住していたことが次のように記されている。

「元祖鈴木與治右衛門良金ト申ハ紀州熊野松城之住人ニテ源平之戦ニ故有ツテ落人ト成、当国火玉之庄小川村ニ下着シ久鋪住居致候得共ヲボロケノ縁ニテ隣村小野川村中崎ト云所ニ引移リ暫ラク住シ」

その後、

「大成沢村・漆峠村・松原村・稲川庄小野川村ト方々へ分レ」

たとある。筆者が松原村の鈴木貞夫氏に聞いたところによると、小ノ川山に熊野権現を祀る石の小祠が今でも残っており、そこに屋敷があつて、昔はそこに住んでいたと伝えられているとのことであつた。

室町・戦国期に鈴木家の先祖となる小集落が、中崎地内に定住することになったことは考えてよいであろう。小堀山城某の小ノ川村におけるその後は不詳である。

(二) 正徳寺の建立

現在は無住となつているが柳津にあった「松徳坊」を僧教賢が永正十六年に移したもので、四百五十余年の歴史をもつ多宝山正徳寺

の建立は、小ノ川村の発展を示す一つの指標とみてよいであろう。

『会津旧事雑考』に、

「永正十六年己卯濟家徒教賢於稻川莊小野川邑正徳寺」

とあるが、後には宗旨も「さだかならず」という状態が続き、寛永七年（一六三〇）臨濟宗となり円藏寺の末寺となったと、『新編会津風土記』は記しているが、この間、浄土宗であったと考えられる点がある（第八章参照）。

古くから村人の信仰をあつめ、また寄合の場としても親しまれて来た正徳寺であるが、現在は何の文書も残っていないのが惜しまれる。境内には、寛政六（一七九四）年念仏講中建立の万霊塔や、古い墓碑が多く残っていて盛時を物語っている。最も古いものとして正徳（一七一〇）年間と、享保四（一七一九）年の刻銘を持つものがある（『柳津町の姿』町教育研究会編）。

（三）近世の村勢と変遷

近世初頭、文禄三年（一五九四）の蒲生氏による太閤検地によれば、村高は小ノ川村と中野村と合わせて一五四石九斗五升で、給人として直接領主は「池伝丞」であった。

その後、保科（松平）正之の時代、寛文五年（一六六五）の『稻河領牛沢組郷村方改帳』による当時の村勢の概要は次のようであった。

一、此村南北巷町十間東西二十間、家居東ノ向ニテ南北エ並ヒ東

ニ田畠有テ川流ル 村ノ際ニ柳津ヨリ伊北エノ海道有リ 小ノ

川村ノ謂不分明

一、家拾五軒 竈二十四 男五十一人 女三十九人 馬三疋 牛

老疋 年々増減アリ

一、田方老町七反四畝三步……下ノ中

一、畠方九町三反九畝四步……下ノ中

一、高百三拾石式斗式升八合……略……

此取二十石五斗二升四合 免一ツ五粉五厘老毛五拂七味 年々

増減アリ

年貢

一、金六両三分銀三匁壹粉式厘 年々増減アリ

内大豆四石三斗 油在二斗六升ニテ納ル 年々増減アリ

小役

一、金壹分銀八粉五厘 綿 役

同一、金壹粉銀四匁八粉三厘 糠 藁

同一、錢三貫三百六十九文 足 前

同一、銀五匁五粉 山 役

一、代式百七拾文 松葉サライ

一、式千六百四十八本 役漆木 此漆式十六盃四合八夕五才納ル

漆木不足故大分ノ未進アリ

一、五拾五貫六百十八匁 御役蠟 漆木不足故ニ大分ノ未進積リ

十四年以前ヨリ大買蠟小買蠟御赦免アル 其上植木ヲ致ス故近

年ハ未進相詰メ少有り

以下略

同改帳によれば、中野村の石高は三十九石八斗七升四合であるから、両村の合計は一七〇石余となり、文祿検地より十五石余り増加している。一割の増加はかなり大きな新田開発があったと推定される。また、家数十五軒に対する竈数二十四も注目される。本来は一戸一竈が普通であるから、このことは、まだ完全な分家独立こそしていないが、それへ向っての小家族への分出、小農経営への移行過程を示しているものといえよう。

年貢は米と貨幣の両方で納入させられ、一部大豆、油荏の現物納（藩の公定価格で貨幣納の中から差引きする）となっている。米の租率は一割五分五厘余で低いようにみえるが、基準となる村の石高は畠を含めての総生産を、米に換算したものであり、しかも小ノ川村の場合、畠が全耕地の約八五パーセントにのぼることを考えなくてはならない。米の現物年貢量二十石五斗二升四合そのものは、当時の生産力からみて、おそらく壹町七反余の田方の全生産量に匹敵したであろう。租率一ツ五粉五厘などという数字に、まどわされてはならない。

村役人としての肝煎は、寛文二年（一六六二）には七郎右衛門であったことが、郷戸原の入作について取極めた『相渡申書物之事』の署名によってわかるが、他については不明である。

また、さきの万改帳によれば、村の北五十間程のところ到大（第六天ノ宮）があったことが知られ、現鎮守稻荷神社はまだ祀られていなかった。

寛文期から九十年程たった、寛延ノ宝曆六年（一七四八〜五六）頃に成ったと推定される『牛沢組高目録』によって、その後の村の変遷をみてみよう。

小ノ川村 肝煎彦六 忰 辰右衛門

高百八石三斗 本田新田

免 貳ツ三五五厘

田 貳拾八石六斗壹升四合

此反畝 貳町五畝拾五歩

畑 三拾壹石七斗六升三合

此反畝 拾町貳反七畝拾九歩

高 三拾壹石七斗六升三合 新田

人数 百七人 五拾九人男 四拾八人女

家数 貳拾九軒 但貳拾九竈

一、綿 役 銀九匁九分五厘

一、糠 藁 金壹分銀壹匁三分三厘

一、足前銭 壹貫九百三拾文

一、山 役 銀五匁六分

一、漆 木 貳千六百四拾八本五分

- 一、漆 目 式拾六盃四合八夕五才
 一、蝸 目 百拾三貫八百八拾六匁

(以下略)

ここで注目されるのは、第一に村高の大幅な減少である。寛文五年と比較すると約二十二石も減っている。一体なにが起ったのであろうか。田畠はそれぞれ約六反と九反の増加をみせていて、新田が三十一石余も開発されていてである。「村高目録」による田畑(本田)の高は七十八石五斗四升一合にしかならない。寛文五年の村高は、より少ない耕地で百三十石余であった。これは生産力を高く見積り過ぎたためのものであったとも考えられるが、今後の研究に待つ。

年貢は米の現物納に一本化されたが、村高に免(租率)を乗じて計算すると、二十五石四斗五升五勺で、寛文期に比べて五石余りの増である。田方の石高が実収量に見合うものとすれば、わずかだが、三石余は飯米量として残ることになるが、果してどうであつたらうか。

第二に注目されることは家数の増加である。十五軒から二十九軒へと倍増していて、竈数と一致している。(二戸当りの人口は約三七人となる)寛文期を小家族経営への渦渡りとするなら、寛延・宝暦期は、自立した小家族経営の成立期とみる事ができよう(それはまだ、本家・分家という関係のもと、労働力や耕地をめぐる隷属関係が、完全に絶ち切られた、真の自立とは言えないにしても、自

己名義の耕地と家を持つことは、自立といつてよいであろう)。

小農経営の進行に伴なつてのものかは不明だが、耕地面積の細分化のなかで、馬や牛が全く飼われていないことも、目につく。

このように、耕地・家数・人口ともに増加し、小ノ川村の村勢は発展をみたわけだが、長くは続かなかつた。さきにもた苛酷な年貢と雑税によって、その日を過ぐすのがやつとのぎりぎりの生活では貯えなどあろう筈はなかつた。一度大規模な天災に襲われれば、脆弱な基盤の上にと成り立っている小農の生活は、破滅するしかなかつた。天明三年(一七八三)から大凶作が五年も連続して襲つてきた。他に資料がなく断定はさけるが、おそらくこの空前の大飢饉による、村勢の衰退の結果であろう。文化六年(一八〇九)に成つた『新編会津風土記』では、家数十六軒と半減してしまつている。

一書によれば、「(天明)三・四年諸国大不作ニテ、キキンニテ巳ノ年(五年)ニ合戸村 村之五ヶ村亡滅ス」とある。

また、野老沢村月光寺の過去帳によれば、最も死亡者の多かつた天明四年の一年間で、五十一人も死者が記録されている。

ところで、「村高目録」の冒頭に肝煎の名が記されていた。彦六と倅辰右衛門である。

小ノ川村に多い姓は、鈴木氏と長谷川氏であるが、代々肝煎を勤めてきたのは、細越の増井氏から分かれた、現増井武彦氏の家であつたと伝えられている。寛文二年の古文書にある肝煎の七郎右衛門とは、その他の資料からみて異質の命名のようである。これは推測

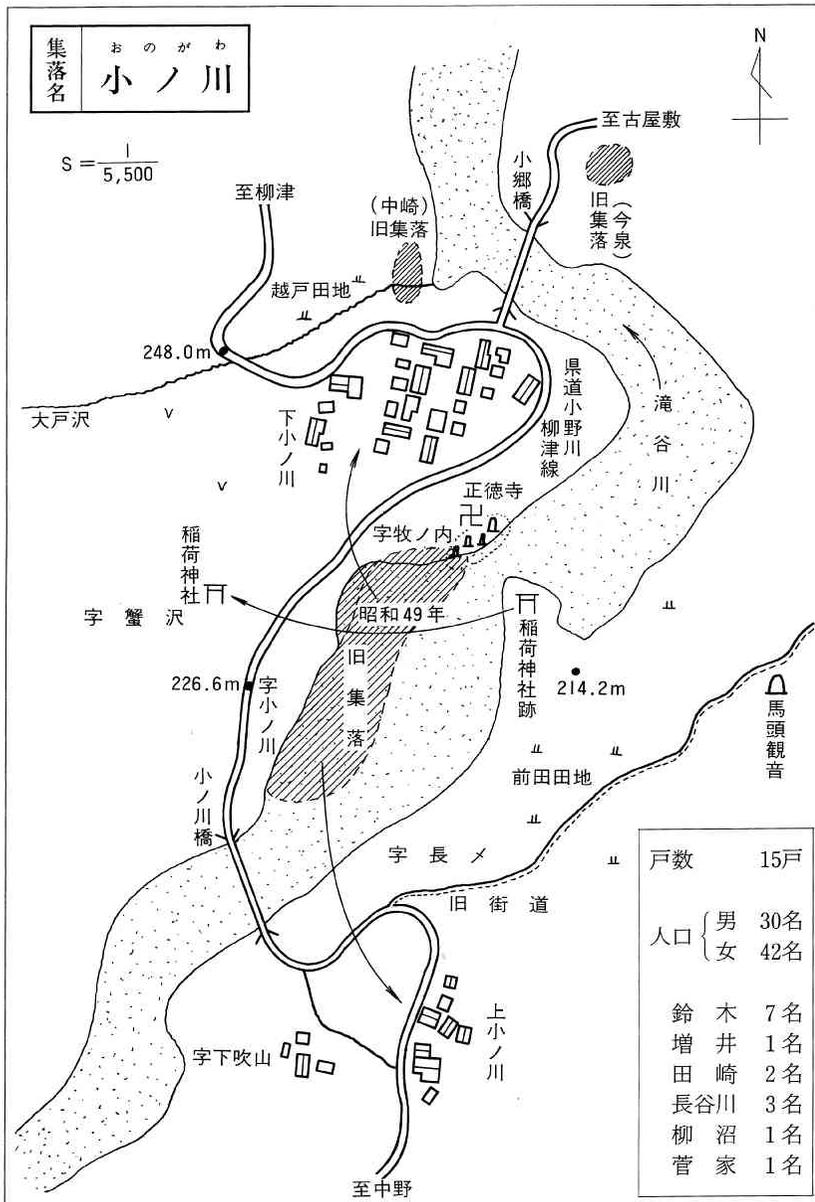
だが、七郎右衛門は鈴木氏であり、彦六は増井氏であると考えられるので、増井氏が肝煎に代ったのは（あるいは、小ノ川村に來住したのは）、寛文期から、寛延・宝暦頃の間であったということもできよう。

(四) 現代の小ノ川村

文化年代以後、明治に至るまで村勢の大きな変化はなく、明治以降の町村制の改変によって合併し、はじめは郷戸村ついで倉戸村となり、柳津村となった。現在の柳津町となったのは昭和三十年である。

さきに記したように、戦後の電源開発事業に伴なう柳津発電所ダムの建設によって、集落が全戸水没するため、昭和二十八年に現在地に移転した。

このダムによって、村の肥沃水田であった、旧稻荷神社の周辺、字前田の七へ



クタールのうち四ヘクタールもが、やはり水没している。郷戸原にも耕地を所有しているが、最近では兼業化が急速に進んでいるといえよう。また、山林経営に熱意を持ち、一戸平均四ヘクタールの部落共有林をもっていて、杉の植林に共同で取り組んできている。

二、中野

(一) 中野村とその成り立ち

中野村には国鉄只見線の滝谷駅がある。旅行客は駅前の集落を滝谷と間違えることがよくあるが、これは駅名のせいである。柳津・宮下間が開通したのは、昭和十六年十月で、それ以来昭和三十年代中頃まで、ここが西山地区への関門として大いに栄えていた。乗降客は勿論のこと、西山地区から搬出された、木材・薪炭や陶土（白土）が、今は空地となっている構内に山積されていたものであった。この滝谷駅の設置によって、鉄道官舎や日本通運の事務所、それに食堂や温泉旅館もでき、中野村は急速に発展した。

村の西端は高い断崖で、崖下には、鮎釣りのシーズンには釣人で賑わう滝谷川が、南から北へ流れ、やがて東に向きをかえて小ノ川村へ向っている。

村内を通る県道は、村はずれからこの滝谷川沿いに南に折れ、三島町滝谷を経て西山地区へ通じていて、柳津と西山地区を結ぶ幹線道路となっている。このため、町ではこの道路の改修と拡張・舗装と冬季間の除雪に力を入れている。

こうして、現在では三十戸を数える集落となった中野村も、明治はじめは田崎氏六戸、目黒氏二戸の僅か八戸であった。では中野村はどのようにして成立したのであるうか。

文化六年（一八〇九）に成った『新編会津風土記』には、

「館跡 村東二町計山上にあり、東西二十五間南北二十間、明德の頃田崎筑後某と云者居り、天正の頃廢せりと云」

とある。明德とは一三九〇年〜九二年のことで、南北朝合体の成った時、今から五八〇年前にあたる。『三島町史』が引用している『山内事跡考』では、

「中野村柵 東西二十五間南北二十間、田崎筑後築き住居也」

とあるが、他の柵については、すべて住居していた時期が年号で記載されているのに、中野村柵についてだけ記載がない。同じく『会津四家合全』から引用して、滝谷山ノ内俊政家頼名が連記されているが、この中に、田崎筑後が含まれている。天正十八年（一五九〇）の山ノ内氏解体直前のものとすれば、明德とはかなり年代が離れているが、襲名ということもあるので断定はできない。

これらから考えてみると、室町・戦国期に設置された柵から成立したといえそうである。しかし、中野という村名の由来は明かでない。

(二) 中野薬師堂

中野村には、古くから安産と授乳の靈験で近郷の人々の信仰が篤い薬師如来が祀られている。この薬師堂境内にある、こぶしの巨木は「郷戸のこぶし」として、県の天然記念物に指定されている。樹令も相当古く、幹周りも非常に太くて、ひときわ高く聳えたち、春には純白な花が一面に咲いて見事である。最近、一部の枝が枯れはじめ、その保存対策に町や県で力を入れているところである。

この薬師堂の由来は、箱書によれば次のようになっている（信仰形態、箱書の原文は第八章参照）。

「本尊である東光瑠璃光薬師如来尊像は行基菩薩の作で、もと和泉国（大阪府）の菅平寺にあった。源平合戦の治承（一一七七～八〇）年代に、源頼朝が武運と源氏の再興を祈って鎌倉に移したが、奥州の藤原氏を衣川で亡ぼした功として、山内氏が貰い受けて横田に祀られていた。後に本名村辺で疫病が大流行した時、これを鎮めるため本名に移し、以来ずっと本名村に安置してあった。明徳年間に、菅名氏の家臣田崎氏が中野館におった。山内氏の息女であったその妻が出産後乳の病に罹り治らなかつた時、高祖（小ノ川村正徳寺の初代住職をさす



中野薬師堂

か）の霊夢によって、そのお告の通り本名の薬師如来にお祈りしたところ、その功德によって治ることができた。その時は応永二年四月七日の暁であったという」

こうした縁で、応永二年（一三九五）に中野村に安置されるようになったとしている。

この文は、正徳寺の住職百拙によって、厨子再興の年である安政三年（一八五六）に書かれたものである。「縁起本寺に之を収める」とあるが、応永から安政まで五百年近くもたっていて、この間のこととは「縁起本寺に之を収める」とあっても、今日では残っていないので確認することができない。明徳の田崎氏、後代には山内氏の家臣になったとされる田崎氏と、山内氏との結びつき、安産と授乳の功德の縁起や、そのこととの正徳寺（建立は永正十六～一五一九年小ノ川村の項参照）のかかわり合いなど、筋が整っていて面白いが安政三年より四十七年前に成った前掲書『新編会津風土記』には、この薬師堂について「造立の年代を伝へず」と記し、さらに古い『万改帳』（後出、一六六五年）でも「開基不知」とある。

（三）近世の中野村とその変遷

天正十八年（一五九〇）に天下を統一した豊臣秀吉は、蒲生氏郷に会津を与えて東北の鎮治とした。蒲生氏による文禄三年（一五九四）の「高目録帳」によると、中野村は小ノ川村と合わせて村高一五四石九斗五升で、給人（蒲生氏の家臣で中野村の領主）は池伝丞であった。当時どのような村であり、支配がどのように具体化され

ていたかはわからない。

保科（松平）正之の治世、寛文五年（一六六五）の『稻河領牛沢組郷方万改帳』によって、江戸時代初期の村勢がほぼ明かとなる。

中野村 若松ヨリ西行程四十七里

一、此村南北十二間東西十五間、家居南北エ並ヒ西ノ家際ニ柳津ヨリ伊北エノ海道アリ、南ニ田アリ東ハ山 村之謂不分明

一、家三軒 竈四ツ 男十三人 女五人 年々増減アリ

一、田方 五反壹畝十三歩——略——並之下ノ上

一、畠方 四町貳反七畝二十七歩——略——並之下ノ上

一、早稲少・晩稻中・糯稲少・大麦・小麦・大豆・小豆・油荏・粟・稗・芋・蕎麥・麻・菜・大根・外野蒜・野大根・欵冬・蓬・スキナ

スキナ

一、高三十九石八斗七升四合 本田

此取六石六斗七升壹合

免 壹ツ六粉七厘三毛六味 年々増減アリ

年貢

一、金貳両銀拾三匁四粉貳厘 年々増減アリ

内 大豆壹石四斗 油荏七升ニテ納ル

小役

一、銀五匁壹粉八厘三毛六拂

同一、銀六匁三粉八厘

同一、錢壹貫三十七文

同一、銀五匁壹粉

一、三百五拾本 役漆木 此漆三盃五合納、漆木不足故年々半分

程金子ヲ以上ル

一、七貫三百五拾目 御役蠟 本木不足故大分ノ未進積リ十四年

以前ヨリ大買蠟小買蠟御赦免有ル 殊ニ近年漆ノ実モ多ク有之

段々未進詰ル

一、此村之營 春ニ至テ炭ヲ焼商売ス

一、柿・梅・李・栗・楓・胡桃

社 村ヨリ成ノ方八間ニアリ

薬師堂 長二尺五寸ノ座像本尊計一躰在リ開基不知 昔ハ七間

四面ノ萱葺堂 五十年前意願シテ以後方一間ノワラ葺

ニ立置 堂ノ地東西十間南北十五間 杉一本アリ

(以下略)

右にあるように、当時の中野村の人口は僅か十八人、戸数は三戸である。世帯数は四で平均四・五人となる。今日のような小家族形態であることがわかる。

耕地は田畑合わせて四町七反九畝程だから、一世帯平均一町二反となる。現在の柳津町の平均規模とこれも同じといってよい。米の現物年貢量六石六斗七升余は、五反一畝の田地からみるとその全収獲高に匹敵するか、若干不足したと考えられる。その他に金納分が

足前

山役

ある（ただし、この金納分から大豆と油在の現物納分が、藩公定価格で差引かれる）し、小役納があり、蟬漆役（通史近世参照）があった。金納分だけで、金二両、銀二十匁程と錢一貫三十七文であった。

引用文では省略したが、田畑それぞれについて、土質や地味について書き上げてあり、また、主な作物についても知られる。中野村ではほとんどが自給作物であり、作付面積にもよるが、商品化されたかも知れないと推測できるのも麻だけであった。

年貢等の金納と、農具その他の必需品購入のための、貨幣を入手するために、炭を焼いていたこともわかる。

「此村の営み、春に至りて炭を焼き商売す」とあるのがそれである。農閑期の旧正月から、全村民の仕事となっていたのであろう。

ところで、薬師堂と村の位置の記述は注目される。薬師堂について、

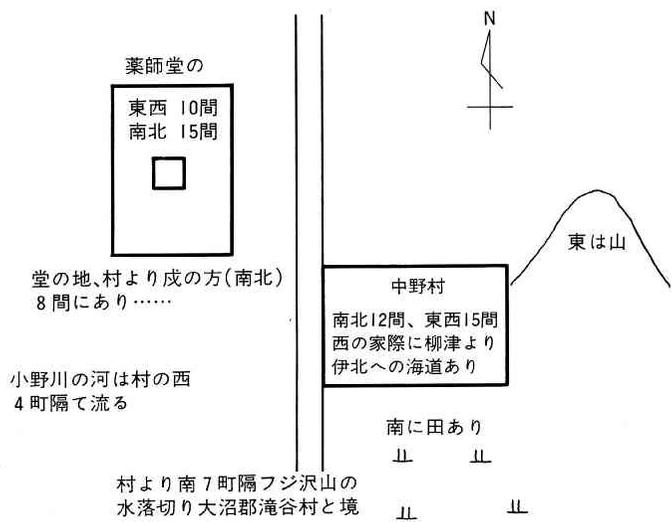
「村ヨリ成ノ方（西北）八間ニアリ」

とされている、現在地と異なっていることは明らかである。村についても、

「南ニ田アリ東ハ山」

となっていて、現在地とは合致しないようである。位置関係を図示すると下のようになるが、どこに比定されるであろうか。

『新編会津風土記』では、薬師堂は、



寛文5年(1665)『牛沢組郷万改帳』による中野村と薬師堂の位置関係

両書の記載の差も、一つの手がかりを与えてくれそうである。

「村ヨリ南七町隔フジ沢山ノ水落切り大沼郡滝谷村ト境」(『万改帳』)、「南八町滝谷組滝谷村の界に至る」(『新編会津風土記』)とあって、滝谷村との界が一町ずれている。とすれば、寛文期の村は南へ一町だけ滝谷村との界に近かったことになる。また、全集落の移転が事実とすれば、それはなぜ行われたのだろうか。

寛文から九十年程たった、寛延から宝暦六年頃(一七四八〜五六)

「村より辰の方(東南)山下にあり」と記され、現在の村との位置関係は合致している。かりに、この時の村落が現在のの中野村の基となっているとすれば、次の

のものと推定される『牛沢組村高目録』と、前掲書『新編会津風土記』によって、近世におけるその後の村の変遷をみてみよう。右の「村高目録」は次のように記している。

中野村 肝煎 清八 悴 源治

高四拾九石五斗九升七合 本田新田

免 式ツ七分

田 九石六斗壹升式合 此反畝 八反壹畝式拾三步

畑 式拾六石式斗六升七合 此反畝 五町三反式拾九歩

高 拾三石七斗壹升八合 新田

人数 四拾四人 式拾式人男 式拾式人女 家数八軒 但八竈

一、綿 役 銀四匁六分九毛

一、糠 藁 銀七匁四毛

一、足前銭 九百三拾八文

一、山 役 銀五匁

一、漆 木 三百五拾本

一、漆 目 拾五貫五拾目

七貫三百五拾目

御年貢

内 四貫九百目

大買蛸

式貫八百目

小買蛸

この九十年程の間に、家数は三軒から八軒へ、人数は十八人から

四十四人へと、それぞれ急速な増加をみせている。一世帯平均五・五人でこれも一人増となっている。この増大が村内での分家独立によるものか、他村からの転入によるものかは不明だが、前述の村落移転と何らかの関係があったのかも知れない。

耕地についてみると、田地で三反、畑地で九反程の増が、すでに本田に入れられているほか、新田高が拾三石七斗余もあり、村高も十石余りふえて四十九石余となった。

これらの指標は、明らかに村勢の発展を示している。ところで、人口増加に比して耕地の増加は僅かだから、一世帯当りの平均耕地は減少していることになる。新田の反別が不明なので持高でみると寛文五年には十石余であったのが六・二石となっている。生産力の向上があったとしても、零細化したことは事実であろう。ただ、本田畑の反別が一町二反程増加しているのに、その高の合計は三十五石八斗八升余で、寛文の三十九石八斗余よりかえて減少している。検地における耕地の等級判定で、今までより下位にランクされたことがわかるが、ここに、当時の農民闘争の反映があるのかも知れない。しかし、他方では年貢率は上っているので、村民の生活向上には直接つながらなかったと考えられる。

免（年貢率）は式ツ七分（二十七パーセント）になっている。五公五民ということからは低率にみえるが、村高に乗じた年貢量は十三石四斗九升余となる。しかも今までの米・金納から米の現物納だけになっていて、田方の高九石六斗からみるなら、米の実収量より

多かつたことは明らかであろう。

さらに文化六年（一八〇九）の前掲書『新編会津風土記』によると、家数は九軒にふえている。この間には、有名な天明の大飢饉に襲われているのだが、その被害状態、影響などは不明である。以後幕末まで九戸の村として続いたが、もはや農閑期の炭焼きの副業だけでは間に合わず、屋根ふき職人として兼業化する家が多かつたといわれている。明治はじめに八戸になったことは、はじめに記した。

（四）滝谷川の漁業と漁業権争い

はじめに述べたように、滝谷川はシーズンには鮎つりで賑わう。

ところが寛文の『万改帳』によれば、

「魚ハ色々有トイヘドモ取コトナシ」

と記されている。小ノ川村の項には、

「鮠・鰈・川戈、秋ニ至テ鱒アリ夏ハ鮎少ノボル」

とあって、取ることがないという記載には疑念がもたれるところである。他の史料によると、寛文の前後に、かなりの漁獲があったことや、漁業権をめぐる争いまであったことが知られる。『元禄九年丙子滝谷川出入事（以下六件、いずれも滝谷川漁業に関する事を標題としている）覚書』（享保年代の滝谷組郷頭山内吉右衛門編著、山内俊英氏所蔵）を引用した『三島町史』によって、その概要を記してみよう。

文禄三年（一五九四）の検地によって、滝谷川漁業に運上銀が課せられるようになった。はじめは銀一〇五匁と申し渡されたが、たつ

ての願により銀四十二匁と減額され、毎年の定役とされた。この運上銀四十二匁は、漁業を行う村々が、漁獲量に応じて分担することになったが、小ノ川村は、魚の登り口の村であるとして除かれ、中野村十二匁六厘、滝谷村二匁三分、蕪中村十六匁二厘、砂子原村六匁三分、黒沢村五匁三分二厘ときめられた。

運上銀課役について、『覚書』は次のように記している。

往古より小ノ川、中野、滝谷此三ヶ村にて鮠・雑小魚・雑喉・

川才・鱒・鮭・鮎を取分けて中野、滝谷にて夥敷おびたく之を取り、之に

よよって運上を出すべき旨、又砂子原・黒沢・蕪中にては、蕪中（今

胄中ト云）之大滝の下へ鱒夥敷集りこれを取故運上出すべき旨、

尤川の入口小ノ川はすべて諸国共に入口の所は免許之御大法故、

此村を相除かれ、残り五ヶ村にて運上銀百五匁指上べき旨下知あり

り——中略——是文禄三年甲午九月なり、達而御詫書申上、御吟

味之上銀四拾式匁永々定役ニ仰付られ候事

その後、寛永九年（一六三二）になり、蕪中村より、近年鱒が上らなくなったので、運上銀を値下げしてほしいとの願書が出され、同時に中野村からも、百姓数が減少し漁獲もままならないので、小ノ川村同様運上銀を免除してほしいとの訴えが出された。吟味の結果両村の訴願は認められ、改めて村毎の納入額が定められ、以後、正式に川役として課税されることになった。さらにこの時、各村の

築場の数も定められ、漁期や漁法についても代官守岡主馬から指示されている。この指示を受けての『請書』には、各村の肝煎が連印しているが、中野村の肝煎は五郎左衛門、小ノ川村肝煎は七右衛門であった。

これによって、寛文期がどのような状況のもとにあったかがわかる。つまり、「取ることなし」には違いないが、戸数や人口が減ってしまっていて、取りたくとも取れないような状態にあったともいえよう。

つぎに漁業権争いについてみてみよう。争いは元禄九年（一六九六）の春、郡中の各地から集まった人々が、只見川との合流点川口で、小屋掛けまでする大がかりな漁獲を始めたことから起った。これを発見した小ノ川村民らが、漁業権を認められていない村々の漁獲は禁制であると、いくら制止してもきかないため、滝谷村肝煎儀八郎に知らせた。郷頭と相談した儀八郎は、村中の若者を多勢集めて川口へ押し掛け、小屋を倒し、魚投網などを押収した。驚いた人々は、酒など買って今後は決してやらないと詫びたため、押収物を返して事はおさまったかみえた。ところが和泉村太郎兵衛、細越村次郎助、高田村四兵衛、柳津村茂左衛門の四名が、小ノ川村は御私領（松平藩）であり、川口では今までも人々が魚を取っていたのだから、滝谷村（幕府直轄領）の仕打ちこそ許しがたいことだと、若松へ訴え出た。訴訟は幕領と私領にまたがっていたので、江戸の幕府

勘定奉行所扱いとなり、六月二十一日に裁決が下ったが、滝谷村の勝訴となった。文禄以来の運上銀納入、寛永九年の守岡主馬文書などによって、滝谷川の漁業権が、川筋六ヶ村にあることは明白であるという理由であった。

